

国土審議会計画推進部会 国土管理専門委員会（第12回）

平成31年3月14日

【課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから国土審議会計画推進部会国土管理専門委員会の第12回会議を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。事務局の国土政策局総合計画課国土管理企画室の栗林と申します。よろしくお願いいたします。

会議の冒頭に、本日の会議の公開について申し上げます。国土管理専門委員会設置要綱の5にありますとおり会議は公開することとされております。本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点について、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

なお、カメラ撮りについても冒頭のみでお願いいたします。

委員紹介でございます。本日、ドイツに駐在していらっしゃる瀬田先生にはビデオ通話にてご参加をいただいております。また、飯島委員は所用のため欠席という連絡をいただいております。山野目委員につきましては、少しご出席が遅れると連絡をいただいております。

本日は、山野目委員を除きまして8名、山野目委員が来られましたら9名の委員にご出席をいただいております。国土管理専門委員会設置要綱4に定められておりますとおり、会議に必要な定足数を満たしておりますことを申し添えます。

また、本日は、ゲストスピーカーとして、金沢大学の林准教授、中条地区住民自治協議会の新井理事、長野市中条支所の久保田係長にもご出席をいただいております。

続きまして、お手元の資料でございますけれども、議事次第にありますとおり、資料1から資料3-2、参考資料としましては、1から9がございます。委員の皆様方におかれましては、資料の過不足があれば事務局までご連絡ください。

また、今回の会議につきましては、正式なペーパーレス会議ではございませんが、傍聴の皆様にはご協力をいただいております。ただし、修正のあった資料分につきましては、傍聴者の皆様にも資料配付をさせていただいております。その資料につきましては、資料2と資料3-1、資料3-2になります。傍聴の皆様におかれましては過不足ございましたら事務局までご連絡をください。

以上、資料についてでございます。

これ以降、議事の運営は委員長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これより先、カメラによる撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

では、委員長、よろしくお願い致します。

【中出委員長】 中出でございます。よろしくお願い致します。

前回の委員会が昨年の12月の末に行われまして、その後、今日の議事2で取り上げますケーススタディー等、積極的にやっていただいた関係もあって、3カ月弱、少し間があきましたが、事務局の精力的なご努力によって、とりまとめ（原案）が大体できてきております。今日はこのケーススタディーの内容と、それから、とりまとめ（原案）について議論させていただきたいと思っております、2時間半ではなく、今日は3時間、時間を長めにいただいて議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、議事次第をごらんいただいて、議事の1、第11回国土管理専門委員会の主なご意見についてと、議事の2、中条市の旧中条村伊折地区でのケーススタディーの実施報告。ここまでの説明をいただいた後に、今日のゲストの林先生、新井理事からもコメントをいただいた後、議事の3、2019年とりまとめ（原案）、それから、議事4、その他と進めさせていただきますと思います。

では、まず事務局から、議事1、第11回国土管理専門委員会の主なご意見について、説明をお願いします。

【国土管理企画室長】 事務局の国土管理企画室長の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず資料1をごらんください。前回12月にございました第11回国土管理専門委員会での委員の方々、また、ゲストスピーカーのご意見でございます。ゲストスピーカーのご意見につきまして一々に言及はいたしません、お2人の、まさに現場感覚に富んだご意見、また、その委員とのやりとりにつきましては、旧中条村でワークショップを進める際に、組み立てから進行、資料づくりにおきまして大いに参考となるところであります。

将来像を描くときに複数の選択肢を用意するですとか、また、土地利用の状況の確認を耕作者の年齢層を調査するですとか、地域の話し合いのくくり方が重要であるといったよ

うな、大変貴重なご意見をいただいたところでございます。

次に、おめくりいただきまして、4ページのところから、事務局の発表内容に対します委員の先生方のご意見の、特に今回の取りまとめなど、議論の契機となりましたものを簡単にご紹介させていただきますと、4番、一ノ瀬委員からいただきました、「『収益性』といういい方をされていてよいのだろうか」というところ。また、10番の大原委員からも、「例えば、言い回しを『利用の継続が困難な』とするのはどうか」といったようなご意見を頂戴しておりますので、今回のとりまとめ案、後に資料3でござんいただきますが、「持続的な利用が困難な土地の管理のあり方」、さらに、副題といたしまして、以前、広田委員から頂戴しておりました、撤退するにしても、維持するにしても、なし崩しでなく計画的に対応していくべきだといった趣旨も踏まえまして、「～なし崩し的に土地が放置されていくことを防ぐために～」、こういった副題を仮にご用意いたしました。

そのほか貴重なご指摘としまして、5番の土屋委員のご意見でございますが、外部不経済に応じた判断のレベルというものが、上のレベルの役割とどうかかわっていくかといったご指摘をいただきました。

8番の中村委員からは、「外部不経済が無視できない程大きいのに必要最小限の管理におちる領域があるのがおかしい」といったご指摘を頂戴いたしまして、今回、とりまとめ（原案）の作成におきましては、フロー図とチャート、この役割がどう分担して異なっているかといった点に注意いたしまして、整理を行ったところでございます。

また、1番のところでは瀬田委員から、また、11番のところでは広田委員から、主体の形成のあり方、主体となっていくために気づきを与えることの重要性といったご指摘をいただきました。

また、広田委員から、12番のところですが、「計画の順応的管理・マネジメントをしていくべき」といったところのご指摘を頂戴しまして、やはり構想などをつくりましても、柔軟に見直していくことが重要といったような記述を加えております。

浅見委員から、18番でございますが、「都道府県と市町村では、自治体の体力的にもかなり違うところがございますので、書き分けたほうがよい」といった点にも留意いたしました。

また、今年度のこの検討の中では追い切れないところ、来年度以降の残された課題と整理したものもございます。

9番、中村委員から頂戴しました「広域的視点が大事」ということで、国土管理の分野

だけで考えていくのは限界もあろうかといったところでございます、より低いレベルでも維持できるようにおさめていく。これは残された課題としまして、外部不経済、大きさや影響の評価といったものを引き続き検討してまいりたいと考えております。

資料1につきましては以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

議事1については、前回の報告になりますが、質問や意見のある方はご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、少し先に進ませてもらいたいと思います。続きまして、議事の2、長野市旧中条村伊折地区でのケーススタディーの実施報告、これについて、まずは事務局より、資料2に基づいて説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【国土管理企画室長】 資料2の説明に入ります前に、今回、ワークショップの開催に当たりまして、多大なご協力をいただきました旧中条村伊折地区の皆様、また、参加していただきました林先生には改めてお礼を申し上げます。

資料2の1ページをごらんいただきますと、左肩にページ番号がついてございます。

まず、このケーススタディー実施の狙いでございますが、10月に現地を見させていただいて、中条村、管理が困難な土地の管理のあり方について、実際に実地で検討するという事を通じまして、地域で考えていく際の検討ステップの確立というものと、また、実際に検討してみたところでどういった課題が生じるだろうかと、こういった抽出を狙いとしておりました。

左下でございますのは、2019年とりまとめ、これまでお見せしてきました検討フローの図。これに2018年とりまとめでお示ししておりますステップ1・2・3、それとの組み合わせを、関係性を示しているものでございます。これまでに3回ワークショップを実施しまして、各回とも約20名の方々にご参加をいただいていたところでございます。詳しい詳細な報告は、添付になります参考資料3のほうにございますので、お時間のあるときにごらんください。

次に、2ページでございます。第1回目のワークショップの概要でございますが、このワークショップ、第1回を開催します前に、あらかじめ情報をいただきまして、農地の現況区分と空き家の現況、こういったものを作成いたしまして、ワークショップの現場において情報をつけ加えました。年齢ですとか後継者の有無、農地、宅地の利用管理の状況。これで修正を行ったものがこの写真でございます。

耕作者年齢につきましては、10年後に85歳以上かどうかというところに着目いたしました。また、空き家につきましては、管理されているかどうかということでさらに空き家を分類して、見える化を図っております。

続きまして、3ページでございますが、このように作成いたしました図面を見ながら、過去から現在に至るまでの宅地、農地、土地利用の変化について、参加者と振り返ってまいりまして、さらに、現在、顕在化しております将来の課題や、さまざまな懸念について意見交換を行ったものでございます。これが第1回ワークショップでございます。

続きまして、4ページ、第2回ワークショップでございます。このワークショップの冒頭、林先生より、戦略的な将来の地域計画の立て方といたしまして、先のことはわからない、こういう前提でもって複数のゴールを描きつつ、それぞれについて採用の条件というものを設定しておくことが重要であるといったご説明を頂戴いたしました。林先生の説明資料につきましては、参考資料4という形でつけておりますので、またお時間のあるときにごらんいただければと思います。

林先生のご講義の後、1回目のワークショップで整理いたしました図面を見つつ、この地域におきまして今後も維持していきたい土地というものを話し合っ、地図に落とし込むという作業を行いました。あわせて、その守っていききたい、利用し続けたい土地につきまして、その土地を維持していくためにどのような課題があるかという点を意見交換いたしました。これが主に赤い字で強調しておりますが、4ページの下の部分でございます。

さまざまな意見が出たところでございますが、右下の図をごらんいただきますと、②と③のところ、棚田100選にも選ばれております2つの棚田を守るためには将来の担い手確保が大いに課題であると。また、集落営農の実施が必要ではないかといったような意見が出ました。また、現在は管理されている空き家というものが多く現状でございますが、将来に向けては、こういった空き家を世話してくれる、また、相談を受けてくれる、こういった人が必要であろうという意見もございました。

その一方で、やはり機械が入らない農地というのは、条件の悪いところ、これは現在の耕作者の世代までしか維持できないであろうと、こういった持続的な利用を諦める、そういった土地についての意見もございました。

次に、スライド5は、第3回目のワークショップでございます。この後の資料は、続きます第3回目のワークショップで、まず意見交換を行いましたのは、将来的に維持できないであろうと、こういった場所を放置した場合にどのような悪影響が生じるかということ

で意見交換をいたしました。この発生する悪影響、このワークショップでは、「外部不経済」という言葉ではなく、「悪影響」という言い方で議論を進めてまいりましたが、やはり土地勘のある地域の方々ならではの意見というものが多くいただいたところでございます。

これは新しい気づきでもございますが、宅地のところでごらんいただきますと、景観のよい空き家は売れる可能性もある。なので、管理はしっかりしておいたほうがよいといった、こういう前向きな発想の意見が地域住民から出されたところで、これは外部不経済を抑制するといった視点とは異なる視点もいただいたところでございます。

続いて、これらのご意見も踏まえまして、将来の土地利用構想について、このフロー図に沿った形で意見を交換していただきました。その際にここで試みたのがグッドシナリオとバッドシナリオ、その2つの想定を行いまして、このフロー図に沿いまして、左側から、青、持続的に使って利用していきたい、利用していく土地というものを青色に、それから、外部不経済が発生するけれども、しっかり管理していこうというものを黄色で、人手をかけて管理を行うと。それから、外部不経済は無視できるほどのレベルなので、人手はかけないといったものを緑の色に、それぞれ3班に分かれまして行っていました。

このフロー図の中では、赤と黄色、分岐点となる、この管理方法の模索が必要かと想定しておりましたが、時間的制約もありまして、具体的な管理方法を掘り下げたところまでは議論は行っておりませんので、そこは全て黄色という形で表現されております。

以降、7ページ、8ページ、9ページ、A班、B班、C班、それぞれのグッドシナリオ、バッドシナリオといったものを簡潔にご紹介いたしますと、まずA班でございます。グッドシナリオは、子供のUターン、移住者、こういったものを見込み、バッドシナリオは、移住者ゼロ。左側の図がグッドシナリオのものでございますが、地域として貴重な農地があります2つの棚田、これは条件のよい農地でもございますので、利用を継続していく。中段左の3つの矢印があります。この農地でございます。これは機械が入る。この地域では比較的条件のよい農地ございまして、これは将来にきた住民も使えるように、活用できるように、保険的な発想で管理をしていこうというものでございます。

また、中段右側のほう、これは森林でございますが、獣害の拡大が想定されるため、現行管理されている森林も引き続き管理していくといったものでございます。

他方、バッドシナリオのほうでございますが、移住者ゼロということで、やはり人手が足りなくなってくる。棚田のどちらかは諦めざるを得ないだろうということで、青と黄色、黄色がまざってきてという状態を想定しております。

また、この人手の少ない状況の中では、中段の左側、農地の部分でございますが、既にかかえられず、人手をかけないということとなり、緑色で想定しております。

それから、次のB班でございます。これはグッドシナリオ、バッドシナリオ。想定したのは先ほどのA班とたまたま同じような想定で考えておりますが、グッドシナリオとしては、縁者や移住者など若い人がどんどん伊折地区にやってくると。バッドシナリオとしましては、移住者ゼロ、現状のまま将来を迎えるというものでございます。

このB班に参加しておりますのは、この地図の、まさに色がかけられたあたりの太田・清水・小手屋地区といった方々でございますが、左側のグッドシナリオでございます。自分たちの集落近くの農地や森林、これを、ここにも具体的な記述がございますが、農業体験や貸し農地、また、森林については、杉を伐採して、雑木林化することで、いろいろな工夫を凝らしまして、しっかり利用を続けていこうといった考えで、すべからく青に塗られております。

他方、右側のバッドシナリオでございますが、やはり人手が足りなくなると全体的に黄色がまざってくる。利用していたところはやはり利用ができなくなってきた、もう管理がし切れないような森林、緑色と黄色がまざってくるといったイメージがつけられております。集落近くの家庭菜園などが維持されているというものでございます。

森林部分につきましては、基本的には放置という考えでおりますが、山菜など、手間のかからないものの栽培というものはあり得るだろうといった想定でございます。

最後にC班でございます。このC班の検討におきましては、主に集落のあり方と、その集落をつなぐ基幹インフラでございます道路の維持という点に着目して、議論、意見交換を重ねました。この想定の中で、グッドシナリオとしましては、できる限り現状の維持といったものを想定しております。

バッドシナリオは、これは人が加速度でまた減っていきまして、土地利用を支える地域外の住民もいなくなってくるということ想定いたしました。

左側のグッドシナリオでございますが、できる限り集落を維持するというので、青い水玉模様のような形ですが、既存の集落、これが戸数は減少しつつも、現在の集落が全て残っているということ想定しております。それから、この地域では比較的条件のよい農地、これが引き続き将来も利用されるであろうというものでございます。また、集落をつないでいる道路につきましても、行政が草刈りを対応しているところのほか、住民が沿道の草刈りを実施している部分がございます。これが黄色の線で、行政の路線も含めて草刈

りを実施していく。まだこれだけの人手の余裕があるといったもののグッドシナリオでございますが、他方、バッドシナリオのほうで、右側でございますが、さらなる人口減となりますと、やはり消滅していくであろうと思われる、緑色の水玉で記しておりますが、そういった集落も多く生じてくるであろうと。また、これは別の観点ですが、先ほども申しました景観がよい場所の空き家といったようなものは、そういう理由で売れる可能性というのものではないかという意見がございました。これは青の水玉の場所でございます。

棚田につきましては、集落営農で守りたい、青く記しておりますが、それ以外の農地というのは人手がなく困難であろうといったものでございます。

また、道路につきましても、黄色い線がグッドシナリオと比べて減少していることが見受けられるかと思いますが、行政の対応のところはもう任せてしまいまして、生活道路、人的資源を集中して管理といった構想を描いたところでございます。

最後、10ページ、スライド10でございますが、得られた知見と積み残しといったものでございます。3回のワークショップを通しまして、ゲストスピーカーのご意見などからも頂戴しておりました、従前から期待しておりました点でもございますが、現状を把握しまして、それを地図によって関係者が共有することで、議論が具体的に、また掘り下げていける、非常に有効であったというものでございます。

まず自分たちの暮らす地域について考えるステップ①の段階でございます。

それから、ステップ②の段階、土地の使い方を選択するといった部分につきましては、その土地を維持していく、縁者も含めまして、地域外の住民も含めた将来の担い手というものを考えることの重要性が改めてわかることができました。

それから、少ない人数で実施していくわけでございますので、大きな面積を利用できる方法というものを模索することができれば、より多くの土地を持続的に利用していくことができる可能性もつかめたところです。

また、そのほか、最後のグッドシナリオ、バッドシナリオといった検討を通じまして、持続的な利用ができなく判断されたところでありまして、必要最小限の管理で十分ではないかといった意見も多くいただきました。

他方で、先ほど5ページのところでお示しましたように、土地勘がある住民ならではのご意見もいただいたところです。

それから、グッドシナリオ、バッドシナリオの想定でございますが、人手が最低限しか確保できない、こういった悲観的な状況も頭に入れることで、未来の土地の使い方について

て掘り下げて議論することができたのではないかと思います。

積み残しの点としましては、この2018年とりまとめのこのステップ①、②にはその先の③、アクションの部分もございますので、そのところは、ワークショップではまだ議論に踏み込めていないところでございます。

それから、必要最小限の管理、見守るといったような土地につきまして、広域的な視点で評価を行うと。これは取りまとめの中でも、その部分のパートを設けておりますが、引き続きその点も関係を議論していく必要があるかと考えております。

事務局からは以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

3回のワークショップについて、10ページ目のところに、検討ステップとの関係で、要領よくまとめていただいています。

この件につきまして、全体をコーディネートいただいたゲストスピーカーの林先生よりコメントいただければと思いますので、よろしくお願いします。

【林准教授】 金沢大学の林です。今回、3回のワークショップ全てに参加しまして、まず今回のワークショップ、非常に参加されたファシリテーターの方は神経を使われたんじゃないかなと思います。何しろこういう内容ですので、もう終わったら、皆さん、ドッとお疲れになったのがすごく印象に残っております。まずその件について、皆さんに敬意を表したいと思います。

この筋の方はもう十分ご存じかと思いますが、やっぱり3回のワークショップというのはまだまだ始まったばかりというところだと思いますので、これで終わりということではなくて、まだこれからだという認識で私はおります。

ただ、その中でも、3回分、非常にすばらしい成果がたくさん見られたと思っております。細かい話はもう既に説明あったとおりですので、重なってしまいますので、私は違う視点でコメントしたいと思うんですけど、まず、やはり厳しい現実と向き合う心の準備が、もう皆さんできているんだなというのがわかったというのが非常に大きな収穫でした。

それから、班にもよりますけど、むしろこういうことをちゃんと前向きに、後ろ向きではなくて、前向きにしっかり考えたいという姿勢も見られて、その辺、非常に心強く思いました。

今回のワークショップで非常によかったと思うのは、1回目、2回目、3回目が段階的に話が進んでいるということで、1回目は、成り行き任せの、将来を考えましょう。2

回目は、維持したいところを考えましょう、3回目は、じゃあ、グッドとバッドに分けて、それぞれについて考えましょうということで、階段を上がるように行けたのがよかったんじゃないかなと思います。

一番私が心配していたのは、悲観的な方向で思考がロックされてしまって、まあ、もういいやみたいになってしまうのが、やっぱり一番なつてはならないことだと思っていましたので、そうならないように、悲観的な方向にロックされないように、しっかり明るい希望にも光を当てながら、皆さんの建設的な思考を高めるような、そういう形にワークショップ全体がなっていたのがすばらしかったと思います。細かいところを見ましても、グッド、バッドに分けて、希望にも光を当てたというところは特によかったんじゃないかなと思います。

今後の課題ということなんですが、まず、やはり外部不経済というのが現地の感覚と学者さんの感覚はもうかなり食い違っているなということで、もちろん、同じといえば同じなんでしょうけど、これは言葉の整理をしておかないといけないかなということは思いました。

それから、これはまた難しい話になるんですけど、守るにしても、何するにしても、個人として守りたいという話と、共同体として守りたいという話が、まだ今回は分離できてなかった。なので、そのあたりが非常に後半混乱したようなところも見られたということで、完全な分離というのはもちろん不可能だとは思んですけど、個人としてどうなのか、共同体としてどうなのかというのを、今後うまく交通整理できるようなしかけが必要なんじゃないかなと思いました。

似たような話になりますけど、そうしたいと、そうできると、そうすべきという、そのwill、can、shouldというところの交通整理も今後の課題かなと。

あとは、最後、非常に明るいお話なんですけど、最終回に25歳ぐらいのすごく若い方が参加されて、非常に活発といますか、いい感じになりましたので、そういった若い方ですね。もう一つ言いますと、近くの市街地に出ていかれた若い方なんかも巻き込んで、もっと建設的な話が、より建設的な話があればいいんじゃないかなと思いました。

ちょっと感想みたいなのが多かったですけど、私からは以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

続いて、ゲストスピーカーの協議会理事の新井さん、ご感想、あるいはご意見を賜ればと思います。よろしくお願ひします。

【新井理事】 新井でございます。3回、参加させていただきました感想について、ちょっと述べさせていただきたいと思いますが、まず一番よかったのは、地域に住んでいる人たちの考え方が大体わかったということが一番の収穫だろうと。相違もありましたが、大体皆さん同じようなところに着眼して、守りたい、これはしようがない、というような部分が結構わかったなという、これが一番の収穫であろうと。じゃあ、これから守るべきものを何に決めて、何を残して、何を捨てるかというところが一番大変だとは思いますが、できればそこまで持ち込めれば、今回のワークショップは成功だったかなというふうに思います。

そんなところで、議論の中でまた何かありましたら発言させていただきます。

【中出委員長】 ありがとうございます。

今回の話で、今日の資料2の10ページ目に全体の総括、「ワークショップで得られた知見」というのと「積み残しとなった点」というあたりで、今、新井理事からも話がありましたように、全体として考えはまとまりつつあるけれども、積み残しになったところというところで、具体的なアクションとかそちらまではまだ議論できなかったという話、それから、林先生のほうからも、3回ではなかなかそこまでたどり着かない。もうちょっと期間、時間軸を長くにとって何遍かやらないと、ここまではたどり着かないということかもしれませぬけれども、それにしても、このステップ、この委員会で想定しているステップ①、②、③に当たるようなところについての議論をしていただいたということだと思います。

それでは、事務局あるいはゲストスピーカーのお2人からのご説明も踏まえて、質疑に入らせていただきたいと思います。

まず、瀬田先生からご意見をよろしくお願いします。

【瀬田委員】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。遠くから。大変すばらしい取り組みで、毎回、ワークショップが終わるたびに、事務局の方々から結果を送っていただいて、それもこちらで楽しみに拝見をさせていただいて、非常に参考になりました。

1つ質問があるんですけれども、今回、こちらの地区を選ばれた事務局側として、多分ある一定の条件で、しかも、ご協力いただけるところを選ばれたということだと思いますけれども、今回、ワークショップを3回終えて、その結果も踏まえて、こういった取り組み自体、すごく大事だと思うんですが、ほかの地区、あるいは、ほかの地方にも展開が可能そうなのか。あるいは、ある一定の条件がありそうなのかとか、その辺、少し議論の

前提条件になるかもしれないと思いますので、お伺いをしたいと思います。

【中出委員長】 では、まず瀬田先生からの質問で、この地区で得られた知見が、言ってみれば、一般解にできるのかどうかというあたりの感触について、特にワークショップにずっと参加していただいた栗林さん、あるいは佐藤さんから印象を語っていただければと思います。

【課長補佐】 それでは、簡単にご説明をさせていただきます。とりまとめのほうにも、今回、アンケート結果の分析を入れているんですけども、今回の国土管理専門委員会の趣旨が人口減少下における国土管理のあり方ということでずっと議論してきていまして、今年のテーマである利用の難しい土地につきましても、アンケートの分析、人口減少で分析をしますと、管理されていない土地があると答えた方々の集落の8割以上が人口減少が非常に大きく生じている地区でありました。そういう意味でも、今回の中条地区というのが中山間地で、かつ、人口減少もかなり大きく生じている地区ということで、今回、一つケーススタディーの場所として選定をさせていただきました。

あとは、一般的なところに展開していくという意味で、スーパーマンじゃないんですけども、主体としてかなり力を持ったような方がいないということも少し意識しつつ、普通というのはちょっと語弊があるかもしれないですけど、ごく一般的な集落の住民の方々が住まわれている地区という意味でも、今回のその中条の伊折地区というところで、一般、普遍化できる地区として、今回選ばせていただきました。今回、3回のワークショップを通じましても、そういう意味で、当初想定していたとおりの地区であったという感想ではあります。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。瀬田先生、今のご回答でよろしいでしょうか。

【瀬田委員】 ありがとうございます。大変よく理解できました。

【中出委員長】 それから、先ほど林先生のほうから、若手が参加して、近い市街地に出ていった人も巻き込めるとよいとご発言いただきましたが、これは今までの議論でも比較的人口が減少している集落でも、近くにそれなりの市街地があった場合にはパッケージで組めるんじゃないかという話をしていました。現地見学に行った方はおわかりだと思いますが、長野の中心部から車で30分ぐらいですかね。国道で行けるというところなので、30分というのは、地方としてはちょっと遠い感じもしないでもないですけども、一応通勤圏で、まちなかまで行けるといようなところとしてはあると。長野は県庁所在地なの

で、そういう意味ではかなり頼りがいのあるところで、全国的に見たときに、こういう中山間地の集落が頼りにできるどころというのがどうなるかというところについては、全国で82ある中枢中核都市との関係とか、あるいは、中枢中核都市は基本的に人口20万以上だと思えますが、もうちょっと小さくても構わないから、10万、あるいはその地域の中心であれば、5万以上の頼りになるところ。

私はいつも申し上げているんですけど、普通高校と工業高校、農業高校、商業高校が一通りそろってれば、もう絶対その地域の中心で。農業高校が、海辺だと水産高校にかわるかもしれないけれども、4つそろってれば、高校生がそこに集まってくるのがわかっているんで、そういうような町場にどのぐらい頼れるかというあたりも、少し今後一般解として考えられるかというときには、地域的なことは、GISか何かを駆使すれば、割とそういうところでもエアポケットになっちゃうところが多いのか、あるいはそれなりに、まあ、北海道まで全部カバーできるかはちょっと難しいですけど、本州とか中国、四国ならば、それなりに何とかカバーできるのかというあたりは、もしできれば、ちょっと当たっておくと、国土管理的には役に立つのかなとちょっと思いました。

瀬田先生、どうもありがとうございました。

それでは、今、瀬田先生からご意見いただきましたが、この後はどなたからでも結構ですので、ご発言いただければと思います。よろしくお願いします。

どうぞ。お願いします。浅見先生。

【浅見委員】　　ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、このワークショップに参加された方々、今は比較的大局的な見地から述べられて、ある種の合意に達したのかなとも思うんですけども、実際の、例えば自分には耕作地があるけど、こっちはないとか、そういう権利調整についてどういう意識を持って臨まれて、こういうご意見を出されたのかというのを伺いたいのですけど、このあたりいかがでしょう。

【中出委員長】　　事務局、いかがでしょうか。

【課長補佐】　　今回、アンケートをお配りできていないのですが、事務局のほうで、住民の方にアンケートをとっています。その中で、こういう集落で議論するに当たって、土地所有者の意見をどう捉えるべきかというようなアンケートをしております。回答としては、集落の全体の総意で方向性を考えることは大事だけれども、個人の土地所有者の意思を一番尊重すべきだという回答が9割を超えたというアンケート結果になっています。そういう前提はある上で、集落として、どういう方向性で集落全体の土地利用を考えていく

べきかということで議論をしたものになります。

なので、今回、土地所有者の話は少し置いておいて、地域全体のビジョンを考えたんですけど、次回以降、具体的に、誰がどういう仕組みで、ビジョンの土地利用を描いていくんだというときは個人の意思を尊重すべきという意見が多かったので、そのところの権利も含めまして、しっかりと考えていくべきだとは思いますが、そこまでは今回まだステップ③のところまでは行けていないのが実情です。

【専門調査官】　　ちょっと補足があります。その話に関して、実際のそのワークショップをしていった中で、そのハードルが地目によっても結構差があるなというのが見えてきました。具体的に農地と宅地とで大分ハードルが違うということです。空き家に関して、例えば売れる可能性がある空き家があるから管理できたら良いという発想で議論はできても、実際個人の空き家を管理できるのかという方法論的な話はなかなか議論できていないです。一方では、農地に関しては、誰かに小作に出すとかそういうことに関する抵抗は少なかったように思います。

ただ、空き家に関しても、マッチングが可能ならば売ってもいいという声もありましたので、全くハードルが高過ぎる話でもないのかなと思っております。

【中出委員長】　　そうですね。アンケートの集計表とか見せてもらったときに、やっぱりアンケートに答えていただいている方は、次の、自分の息子たちとかの世代のときにちゃんと意思決定をその世代ができるように、自分たちだけでは決めかねるというようなニュアンスのところ結構あったと思います。個人のというよりも、自分の世代で決め切れないというようなところもあったのではないかなと思うので、その辺についてはもう少し全体地域の中で構想なりがもうちょっと習熟してくると、それをもとにまた議論ができるのではないかなと、アンケートを私が拝見していて思ったところです。

浅見先生、何か追加でよろしいですか。

【浅見委員】　　いいです。

【中出委員長】　　よろしいですか。では、続きまして、中村先生、お願いします。

【中村委員】　　すみません。事前説明を聞けなかったのですが、7ページの、例えばこの分布シナリオで、まずは、パッチはどのような形で選ばれたのかがちょっとわからなくて、なぜこの箇所が、青なり黄色なりのその箇所がなぜ特出しして、それぞれワークショップの中で選ばれたのか教えていただきたいんですけど。

それから、左側の図で、グッドシナリオなのに悪影響が想定される。また、比較的条件

のよい農地と、黄色の部分がありますよね。これは悪影響が想定されるという形になるのですか。何かこれが青じゃないのが僕にはよくわからなくて、なぜこういう形になったのか。そもそもこの図の読み方が僕の中で混乱したので、教えてください。

それから、先ほど林先生が、外部不経済について、専門家と地域の人たちが大きな考え方のギャップがあると。もうちょっとその辺の、つまり、例えば外部不経済の内容について問題があるのか、例えばそれを放棄した場合に、こんな外部不経済が発生するという事について、専門家と地域の人たちとの違いなのか。その辺をもうちょっと教えていただければと思います。

以上です。

【中出委員長】 では、前半については事務局からお願いします。

【課長補佐】 前半からお答えします。前半ですけれども、A班の絵を見て、少しご説明をします。第2回のワークショップでは、利用して守っていくところとそれ以外という形で、第2回では青のところを議論して位置を決めました。第3回のところで、じゃあ、青以外をどうするかというところで、緑と黄色のところを、緑か黄色かという議論をしているんですけども、その中で、黄色の、先ほど先生おっしゃった農地の機械が入れるというところなんですけれども、こちらについては、林先生からもご意見いただいたんですけども、外部不経済という意味で、獣害とかそういう外部不経済じゃなくて、機械が入れる条件がいい農地なので、担い手がおらず利用はできないけれども、将来、新しい人とかが増えてきたときに、ここを管理しないことで荒れてしまったら、その際に、新たに青のほうに持っていけなくなってしまう、そういうポテンシャルを失うということを外部不経済というふうに捉えて、そういう意味で、住民目線では管理というふうな黄色の位置づけをしたというところになります。

右の森林のところは、これまで議論してきた、そのままの外部不経済なんですけれども、今、危機管理をされていて、獣害が抑制されているところが、右に行ったときに緑になった場合に、外部不経済が拡大、獣害が拡大したら困るから、黄色で引き続き管理というふうな想定でやっているんですけども、少し右の黄色の農地の部分、A7とか書いてある部分の黄色で管理するという意味が、これまでずっと議論してきた獣害とかそういう外部不経済というよりは、優良な農地が新たな利用が見込まれる可能性もゼロじゃない中で放置しちゃって荒れさせないために、少しでも、最小限の管理で保険的な意味で管理をしていこうというような意味で黄色に今回は塗って。それを外部不経済、広い意味での、これ

までのところが拡大した外部不経済という認識で、管理という形を地域の中で議論したという形になります。

【中村委員】 わかりました。つまり、青い方向に行く可能性があるのに、放っておくと、もう行けなくなってしまうからという意味ですよね。ちょっとニュアンスがこの森林側の議論のところと違いますよね。はい。わかりました。

この選んだ場所、パッチの部分というのはどういう形で選ばれたんですか。

【中出委員長】 これは、A、B、Cのそれぞれの班が自分がコメントしたところがそれぞれ違うので、A班はこの部分にだけコメントしているんですよね。だから、その白地の部分については触れてないんですよね。それぞれの議論だから。

【中村委員】 この白地の部分はどういう意味ですか。

【課長補佐】 白地の部分はもう議論するまでもなく、緑から緑という意味で白抜きになっています。

【中村委員】 ありがとうございます。わかりました。あと、外部不経済についても、教えていただけますか。

【中出委員長】 これは林先生、よろしくお願いします。

【林准教授】 どうしても我々、外部不経済というと、例えば治水の話とか、水資源の話とか、生物多様性とか、そういった言葉が最初に浮かぶわけなんですけど、住民の方の考えておられる言葉からはそういった言葉は全くと言っていいほど出ずに、要するに、ここに、5ページ目にありますように、杉の木があると光が差さないから凍ってしまうとかですね。そういったところが随分とこの学者さんの言うところとは違うなという、そういう感じですよ。

それから、外部不経済なんですけど、先ほども説明があったんですけど、ここぞというときに使えない。使いたいなと思えたときにも使えないという心理的なダメージというか、そういったところが、それそのものというよりも、もうだめなんだという、心理的なダメージが外部不経済としてやっぱり大きいんじゃないか。まあ、それを外部不経済という言葉にするのが正しいかどうかは、まだ議論の余地があると思うんですけど、個人的にはそういう水資源だ、どうだとかいうことよりも、そういった心理的ダメージのほうがはるかに実感というか、よく伝わってきました。

【中村委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 現地見学のときも、それまでの議論で全然想定していなかった支障木

をとにかく何とかしないと、地域が回らないということが大分いろんな方から言われているので、地域の方が身近な目を見たときに、そのあたりが一番外部不経済になっていて、それを何とかしてほしいと。ただ、支障木に関しては、全ての集落でそれが当てはまるとも限らないけれども、要するに、そういう小さなものが想定されているというのが、この5ページ目のことで書かれている外部不経済、住民の方々が考えるものだということなんだと思いますけど。

中村先生、何かこれはよろしいですか。

【中村委員】 その辺、1回整理したほうがいいと思います。住民側がむしろ気づかずに、外部不経済を放置した場合に問題が起きる場合は、やっぱりそれも包含した形で議論しなくちゃいけないと思います。ただ、住民側の切実な願いもやっぱり大事な意味を持つと思うので、そこも取り込んだ形でどうやって整理していくかというのは必要なのかなという感じがしました。まだ今ははっきりした考え方はないんですけど、そう思いました。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。今のは多分10ページ目のところに、住民の意見のほうで必要最小限の管理で問題ないという意見が多かったとなっているんだけど、実際にもう少しマクロに見たときには、我々が議論してきたような外部不経済の問題。防災の観点からすると、ほんとうは放っておいていいのかどうかというようなこともあるということも含めて、その辺で国や都道府県、市町村がどの程度ちゃんとかかわっていくかということにも関係してくるのかもしれないと思います。どうもありがとうございました。

続いて、いかがでしょうか。

【林准教授】 1個だけいいですか。

【中出委員長】 どうぞ。

【林准教授】 もちろん全然、反対とかそういうことじゃないんですけど、現実問題としまして、現地では相当の田畑が森に戻っていて、ものすごく、もう放棄されたところが莫大にあるわけですよ。その現実を一番よく知っている現地の方が、だからといって、洪水が増えたとか、井戸の水がなくなったとかそういったのは出なかったというのは一つの、まあ、それも住民が感知できる範囲という意味では限定的ではあるんですけど、これだけの放棄地が出てもそうだというのはいつの押さえておくポイントなんじゃないかなと思いました。

【中出委員長】 それは現地見学に行ったときに、棚田のかなりの部分が自然に広葉樹

も増えてきて、そのまま放っておくと、昔の針葉樹林に戻るんじゃないかというようなどころを何か所か見せていただいたところがあって、そういう意味では、必要最小限の管理でも構わない土地は結構あるかもしれない。ただ、だからといって、そういっただけではまずいんじゃないかというところが、このフローの中にちょっとあって、無視できるレベルで小さいというのを、ちゃんとチェックしなければいけないところだと思います。ありがとうございました。

はい、どうぞ。お願いします。

【広田委員】　　じゃあ、私のほうから。所有者問題についてちょっと質問なんですけど、その持ち主の意向が第一という、大方の住民の皆さんの意味合いなのですけれども、今回のワークショップの中の、グッドシナリオなんかで色分けしますよね。耕作者が確保されればみたいな形で色分けされるわけですけど、そこはそこの所有者の意向とは何か別ということか、ここも、例えばそこの家の若い人が帰ってきたり、あるいは移住するような若者が確保できれば、今のこの農地は何とか維持できるだろうという判断だと思うんですよね。それは必ずしもそこの持ち主の意向とは別に、何か共同体としてやっぱりここは守っていきそうだという判断があるんじゃないかと思うんですよ。

ですから、所有者の意向が第一という意味が、文字どおり受けとっていいのかなというのを、まあ、私はいろんな機会に感じるんですけども、そこら辺はどういう理解したらよろしいんでしょうかね。ぜひ地元の方の意見を聞きたいんですけど。

【新井理事】　　今のご質問でございますけど、多分これは住宅に関しての感覚だと思います。土地に関しては、借りたいと言え、もうご自由にどうぞと。自分で荒れ地を耕してつくったらいいんじゃない、自由につくってもらっていいよという感覚だと思うんです。だから、特に家を売ったり買ったりすることについて、他人が文句は言えないよという発想だと思います。

【広田委員】　　言えないということですね。なるほど。ちなみに、いまどきですから、もう森林の利用というのはあんまり考えにくいとは思いますが、じゃあ、山についても、もし使いたいという人がいれば、どうぞという感じなんですかね。

【新井理事】　　割と、昭和40年代ぐらいから傾斜地の畑に全部杉を植え出しまして、現在、40年近くになるんですけども、これが全然売れない状態になってしまう。林道という、道路もないもので、搬出ができないので。それと、土地が肥え過ぎていまして、年輪が飛び出まして、いい材じゃないんです。だから、用材としてはほとんどあんまり価値

がない。それと、そのほかに、昔からあるナラクヌギもあるんですが、これも薪炭材で、昔は切っていたもので、手ごろなやつもあったんですが、今は大きくなっちゃいまして、直径30～50という状態で薪材にしかならんと。最近、薪の需要がありまして、一部はそこで切り出して、薪にしているところもございます。そんな状況です。あんまり皆さん、森林に期待はしていません。

【広田委員】 あともう一点だけ追加なんですけど、住宅なんですけど、仮にやっぱりその住宅をずっと放置されて、そのままにされてしまうと、周りの住民の人が迷惑がかかるようなケースもあり得ますよね。そういう場合でも、所有者の意向だから、周りとしては何も手の打ちようがないということになってしまうのでしょうか。

【新井理事】 これはかなり個人個人で感覚も違うんですけども、住んでいたおじいちゃん、おばあちゃんが亡くなって、子供さんたちがかなり遠くにお住まいの方。例えば東京に行っちゃったとかという方に関しては、もう管理できないから手放したいという意向も結構強いと思います。ただ、長野市内に住んでおられる方は、まだ自分の生まれた家でもあり、お仏壇もあるということで、セカンドハウスみたいな感覚で、まだまだ売りたいわけではない、何とか維持をしたいという意向が強いんじゃないかと思います。

【広田委員】 その方が、例えば周りの草刈りとか、住宅を維持していただければ別に問題ないと思うんですけども、そのまま放置されてしまうと、やっぱり周りの人が迷惑がかかりますよね。だから、そういうケースというのは、持ち主の意向は置いて、やっぱり草刈りぐらいはやらないとしようがないみたいな感じで、周りの人が手を出すのではないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

【新井理事】 そうですね。実は私の家の、すぐ上の家なんですけども、10年ほど前に空き家になっていたんですが、これが売れまして、今、大阪から若い方が入るといって直しています。これも実は持ち主さんが見えたときに、まあ、「放っておくなら売ったらどう？」と言ったら、「そうだね」という話で、公的なものを使ったか、民間の不動産屋さんを使ったかわかりませんが、こちらのほうに公募を出したみたいですね。そんな関係で売っていったという経過もありますし、今、もう管理できないという段階の家の状態だと思うんですね。屋根がしっかりもっていて、雨漏りがしない状態であれば、直せば住めるかという状態で売れると思うんですが、雨漏りが始まったらこれは無理だと思います。もう売れる状態じゃない。それはもう取り壊す以外にないんじゃないかなと。今、雨漏りが始まった家もないわけではないんですが、まだ何とかぎりぎり、何とか間に合うかなとい

う家も結構多いように思います。

【広田委員】 はい。ありがとうございます。何か林先生、もしこの件について一言あれば。

【林准教授】 まさにおっしゃられたとおりでなと思うんですけど、先ほど事務局のほうからもありましたけど、森と家と農地は全然感覚が違うというのは、私もそれを通じて思いまして。どうしても僕自身は農業土木出身なもので、農地はそれなりにこだわりがあるわけなんですけど、住民ワークショップのときにはどこを守るかという、ここここの棚田だよなという。「えっ、もう決まってしまうの？」という感覚で、あんまりそのあたりでもめなかったのがすごくショックで。なので、まさに今おっしゃられたとおり、やりたい人はご自由という感じになっているんだろうと思います。なので、家をしっかり分けて考えるというのが肝なんだろうなというふうに思います。ただ、家の話になってくると、今度は、じゃあ、外部不経済の話はどうなるの？ というのはまた新たに交通整理が必要かと思いました。

【広田委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 この国土管理専門委員会で議論している、人口減少下における国土管理という意味で言うと、どちらかというと、面的な広がりのある土地を、数少ない、人数が減った中でどう管理、維持していくかということ考えたときに、今、議論になっていた農地もしくは森林のほうを一定程度管理できるということがまず最優先事項で、住宅に関しては、近隣の問題はあるかもしれないけれども、集落として維持ができれば、その地域を守れるという意味では、国土政策局の問題ではなくて、建物のほうの問題も考えないと無理だと思うので、だから、空き家対策とか何かバンク的なものとかそういうようなところも関係すると思います。前回、中村先生から、国土管理だけじゃ無理じゃないのというのは、違った意味で、主体が違うからということも言われたと思いますが、ここだけで議論できる内容と、もうちょっと広げて議論する、あるいは違うところでも議論している内容を外挿しなきゃいけない部分というのもちょうと考えておかなきゃいけないのかなと思いました。

ありがとうございました。いかがでしょうか。では、土屋先生、お願いします。

【土屋委員】 議論がダブるかもしれないんですけども、私は、バッドシナリオというのがつくれたというのはすごくよかったなと思っているんですが、一方で、その意味合いというか、ここに書かれたというか、図示されたことはどういう判断に基づくんだとい

うのがすごく気になっていまして、林先生がさっき言われた中で、スルー、通過すべきだという話や、それから、個人と共同体は、これは都市も絡むんですけども、どのレベルで言っているんだろうか。つまり、すべきだというのは大分、ワークショップのような共同体の中だと多いけれども、現実には、じゃあ、それぞれの個別のところではできるの？ というのと、それから、実際できるかもしれないけど、やらないということも含めるとさらに難しくなってくるような気がして、この意味合いがどの辺なのかなというのがすごく気になるんですが、現実にはどの辺のところでは折り合いが合ったわけなんですか。

【林准教授】　　まず、ワークショップを始める前に、バッドシナリオの定義をまずファシリテーターの方と相談したんですけど、そのときには特段これというのは決めずに、各班の流れを見て決めましょうということで、多分バッドシナリオ自体もA班、B班、C班でかなり温度差があるんじゃないかなというふうに思っております。まさにおっしゃっており、will、can、shouldの部分がどこまで分離してこうなったのかなというのは、正直、私もよくわからないところがありました。なので、どうなんでしょうね。

【専門調査官】　　温度差という点だと、グッドシナリオに比べて、バッドシナリオはかなり共通の定義というか、認識でやったのかなと思っています。各班共通しているのは、バッドシナリオに関しては、20年ぐらいたっても生きている可能性が高いだろうという世代だけが残っているというものを想定しました。

もう一つ想定したのは、今は長野市などの地域外に居住しているもともとの出身者の方が草刈りなどに集まってくるため、居住者の1.5倍の人数ぐらいになるそうです。ただ、現時点でも、その草刈りに来ている地域外の人たちの息子世代、要するに、伊折地区で育っていない地域外住民は今、草刈りにほとんど来てないそうです。そういう背景も踏まえて、バッドシナリオに関しては、縁者の助けはないというところもある程度共通項のもとで議論しております。

【中出委員長】　　そういう意味では、それぞれの班で、何個かのエリアに分かれているところについて、グッドシナリオだと青だけでも、バッドシナリオになると変わってきているというようなところが、今言われた、割と持続的にやっていこうと思えばグッドシナリオだけど、そういう担い手がいなかったり、縁者の助けをかりなくなると、そこは諦めざるを得なくなってくるというあたりで、今は最良と最悪とを考えているけど、実際にはその間で段階的にいろんなことが起きてくるというあたりのところは、住民の方も当然そこは認識されながら議論はされているんだと思うんですけども、そういう意味で、この絵

をそれぞれのグループで。まあ、最良なのか。ベストとは言いませんが、グッドシナリオとバッドシナリオを出していただいているというあたりで、その場所がグッドとバッドでどう違うのかという判断あたりを整理しておく、あとにつながるのかなと思います。どうもありがとうございました。

一通りと思いますが。じゃあ、お願いします。最初、大原先生で、次、一ノ瀬先生、お願いします。

【大原委員】 5ページ目の外部不経済のところ、「今荒れている場所は鳥獣害の原因になってはいるが、手の施しようがない」と書いてありまして、鳥獣害はすごく深刻なんだなと思って拝見いたしました。外部不経済が大きいとか小さいを評価するに当たりまして、例えばこの鳥獣害ですと、住民の方々がこれによって農業の収益が何割減ったとか、被害額が幾らになっているというような、そういう定量的な被害の感覚をお持ちなのか。まあ、そこまで定量的にはあんまり把握していないんだけど、全体的に被害を受けているという感覚なのか。少しその定量化が可能なものなのかどうか。現地での議論の感覚を教えてくださいました。

【新井理事】 私でいいですか。

【大原委員】 はい。

【中出委員長】 お願いします。

【新井理事】 今、これは鳥獣害の関係なんですけども、電気柵を張らないと全滅です。だからもう、電気柵がなければ、もうつくらないと。それでようやく耕作を維持しているというのが実態です。そういうようなところでございます。

【中出委員長】 その場合に、電気柵を設けて、守れる面積というのはある程度限られているとすると、その差分が、電気柵がなければ、あれば守れるけども、それを、電気柵がないことによって、農地として耕していない部分というのは、目に見えない部分ですけど、損失になると思うんですけど、その大ざっぱな感覚でいいんですけど、本来守りたいと思っている農地のうち、どのぐらい電気柵で守れているという感じですか。何割でもいいです。半分とか3分の1とかそれでも結構なんですけど。

【新井理事】 そうですね。今、多分8割ぐらいは電気柵で守っているかなと。

【中出委員長】 ああ、そうですか。

【新井理事】 だから、これがなければ、ほとんど収穫にならないと思いますけどね。特にイノシシの被害が大きいです。

【中出委員長】 守りたいと思っている農地の8割は一応電気柵で守れているということですか。

【新井理事】 はい。

【中出委員長】 ありがとうございます。電気柵というのは、イノシシとか鹿は守れると思うんですけど、猿は守れないんじゃないですかね。猿は守れるんですかね。

【新井理事】 まだうちのほうは猿の害はないんですが、隣の村まで来ていますので、何年か後には来るだろうと想定はしています。

【中出委員長】 割と今後一般化していくときの鳥獣害というのは、特に獣害の部分では、多分鹿とイノシシと猿が一番大きくて、熊は獣害ではありますけれども、どちらかという、畑を荒らすというよりも、量としては少ないんじゃないかと思うんですけども、私のいる大学もイノシシも熊も出るんですが、猿と鹿がいないので、そのあたりがよくわからなくてですね。ありがとうございます。

よろしいですか。では、一ノ瀬先生、お願いします。

【一ノ瀬委員】 一ノ瀬です。非常に短期間でこれだけのことをまとめられたワークショップで、非常にすばらしいと思います。私、ワークショップの内容については、質問はありません。ただ、多分この後のとりまとめの議論にもかかわるのかもしれないんですけども、こういった手法という意味で、一つは事務局にお願いと、もう一つ、質問なんですけど、お願いというのは、多分これまでももしかしたらご説明いただいていたかもしれないんですけど、例えば各回に集落の方が何人参加されたのかとか、事務局側がどういう体制だったのかとかというのを詳細なデータで資料を残していただければなと思うんですね。多分、事務局側が相当いっぱいいたんじゃないかなというのが一つ、私、思ったところで、そこに関係してなんですけど、何が言いたいかという、こういうことがどういう体制でできるのかなと。私も前の職場の兵庫県にいたときに随分たくさんいろんなところで、いろんなワークショップをやって、将来構想とかやってきて、1人で全部やるみたいなこともよくありました。

そういう意味では、林先生に伺うのがいいのかもしれないんですけども、今回のことをあちこちでやっていくことを考えたときに、先ほど回数が少なかったというようなお話もありました。なので、例えば運営する側ですね。もちろん自治会長さんとかが協力していただけるという前提ですけども、どのぐらいの人数。例えばファシリテーターがいて、専門家がいるのかとか、どのぐらいの人数が必要そうで、かつ、どのぐらいの期間に何回

ぐらいやればよいというふうにお考えというか、印象を持たれたか教えていただければと思います。

【中出委員長】 まず客観的事実として、事務局体制についてお願いします。

【課長補佐】 はい。まず事実からお伝えしますと、参考資料3に詳細な1から3回の報告をつけております。1枚めくっていただきますと、2ページのところに「第1回ワークショップ開催概要」とあります。このページが、3回分見ていただければと思うんですけど、まず第1回のワークショップであれば、参加者19名、住民の方がいまして、それを3班に分けております。コーディネーターとして林先生に入っているんですけど、ファシリテーターとして入った国交省の事務局は、1班1人ということで3名参加しております。そのほかに、国交省が図面作成とかの補助、そして、KRCというコンサルさんに資料補助をお願いするのと、あと、当日、コンサルからも1名、補助として参加をいただいて、運営したという形です。

3回とも基本的にはこのコーディネーターの林先生1名と、国交省、1班1人ずつと、あと、補助として、コンサルさんに1名という形で3回を運営しました。参加人数も19名前後ということで、大幅には変わっていないので、基本的にはこういう体制で3回、月に1回、3回運営したという形になります。

【一ノ瀬委員】 ありがとうございます。

【中出委員長】 林先生、よろしいでしょうか。

【林准教授】 ほんとうに感想に近いようなものになってしまうと思うんですけど、まず、今回の3回の議論は、従来ではあんまりやられなかったことということなので、かなり大変だったんじゃないか。つまり、1テーブルにファシリテーター兼書記みたいな感じでなっていたんですけど、はたから見ても、相当きつそうだなと思いました。なので、1テーブルにファシリテーター1人と、それから、そういったものの記録になれた記録係が1人は要るかなというのが最初の感想です。

ただ、それはあくまで今回、かなりもう視点レベル、視点をもうがっちり変えましょうという話だったので、手厚くする必要があったとは思いますが、つまり、4回、これは今、3回やったわけですけど、4回、5回、6回となってきた、だんだんと各論になってきたら、もう少しファシリテーターを減らしても大丈夫なんじゃないかなという。一般的な話に近づいてきますので、なので、最初の考え方そのもの、姿勢そのものを左右するところは手厚く、あとはもう少し少なめで大丈夫だと思うんですけど、どうですかね。

【課長補佐】　　そうですね。やった感想としては、確かに初回は1人だときついところもあったんですけど、第2回、第3回と、住民の方々もやり方をわかってきて、ある程度、附箋を書いたりというものを主体的にやってこられる方々がどんどん、回を重ねるごとに増えてきましたので、林先生がおっしゃるとおり、次回以降は別にお1人で、各班1人でやっていく分には全く問題ないというふうに考えています。

【中出委員長】　　あと、一ノ瀬先生からは、どのぐらいの期間でどのぐらいの回数やったらいいかという、そこはちょっと林先生の感想を。

【林准教授】　　そうですね。まず少なくとも、何をするかという意味では、この3回ではほぼ何も決まってないと思いますので、方向性としてこうだということ、さっきも、その原理はどうするの？ とかそういう、じゃあ、実際誰が手を動かすのというのは一切できていませんので、どうですかね。あと3回はまず要るんじゃないかなというふうに思います。その中で一遍にというのはきついと思うので、例えば今年1年は何か小さな成功事例みたいなものを1個つくって、また、それを2年目、3年目というふうに、小さな成功を積み重ねて、最終的には全員でカバーしていくということになると。そう見ていくと、少なく見ても、二、三年はかかるんじゃないのかなという印象は受けました。

ただ、これはほんとうに私自身、この種のワークショップというのはそんなに経験もあるわけではないですし、かなり主観的な感想になります。なので、むしろ新井さんのほうが。あと何回ぐらいお話があったら。

【新井理事】　　そうですね。ちょうど今、何となくみんなが何を残して、何を守ろうかという概念というか、感覚がちょっと上がったぐらいかなという気がするんです。大体方向とすれば、棚田を2つは残したいねというような、方向が何となく出たように思うんですが、方法論などによるんだと思うんですよ。それを詰めていくとなると、まあ、かなり、そこに絞って二、三回ぐらい最低要るのかなと。それでもまとまるかどうかですね。さまざまな考えがありますので。

【中出委員長】　　ありがとうございます。今回1月、2月、3月と、インターバルが1カ月弱ぐらいで、3遍続けているので、実際にもうちょっと、住民の方に理解してもらうにはもうちょっと間をあけたほうがいいのか、あるいはこういう形で最初はタツ、タツ、タツとやったほうがいいのかということもあると思いますし、合意をとって、きっちり理解をしていくためには、2カ月か、3カ月に一遍ずつ開催して、二、三年かけるというようなことになるんだと思うんですが、そうすると、今回は非常にモデル事業で、国交省

のスタッフがきっちりつき合ってくれているからできたようなもので、そうでないとやっぱり地元の自治体でこういうことができる人が相当要ると思うんですが、前回、ゲストで来ていただいた高橋課長さんも、自分で育てなきゃいけないということで、大分育てているというような話をされていましたが、やっぱりそういう、特に地元のことがわかっている方がファシリテーターをできるかどうかというのが相当大きなところだと思うので、ちょっとむちゃ振りですけど、せつかく支所の方が来ておられるので、そのあたり、人材として、長野市としてはどういうふうに思われますか。

【久保田係長】 中条支所の久保田といいます。中条地区、伊折地区だけじゃなくて、こういうワークショップ、各11行政区があるんですけども、全体でやって、この林先生の話の聞くだけでも、自分たちが考えるきっかけになる、伊折地区みたいに考えるきっかけになるんじゃないかなと思っているのと、あと、地元、市役所の職員というのは、異動があって、変わってっちゃうんですけど、たまたま私はこの伊折地区の生まれで、支所にいたもので、今日、参加させていただいたんですけども、長野市内に新井さんがいる住民自治協議会というのは、地元に住んでいる人が地元のことをやって、いろんなことを考えていこうという会なので、市としてはこういう、長野市内全部にある住民自治協議会というところで、これは、すみません。私一人の考えなのであれなんですけども、そういうところで指導できる人が育ってくればいいなというような思いでいます。

【中出委員長】 ありがとうございます。長野市みたいな、そういうところはいいかなと思います。

広田さん、どうぞ。

【広田委員】 このワークショップについてなんですが、今回は土地利用構想、ざくつとした土地利用構想をつくるという一連のワークショップだったと思うんですよね。3回でここまでできているのは、私もすごいと思います。土地利用構想という意味では、この3回目のやつをもうちょっとブラッシュアップするために、あと2回ぐらいあったほうがいいかなという感じがします。

その具体的なアクションのところは、私は次の計画じゃないかと思うんですよね。この第一段階は構想で、ここにまさにありますように、地域の土地利用の方向性について考えるということで、ここはもう、ちょっと可能性ないとか、ここは可能性あるなというような、まさに土地利用構想ができれば十分で、それを実現するためのアクションプランというのはまた次の段階というふうな構成にしたほうがいいんじゃないかと思うんですよね。

その構想実現のための具体的なということになると、主体の問題は避けて通れないので、これはなかなか、ある種、大変ですよ。そういう適当な主体がないケースもあるわけですし、今まさにおっしゃったように、ここは協議会が割としっかりされているから、そこが中心に考えて、実行の部分を一部、ひょっとしたら担えるかもしれませんが、全国的にこういう学区レベルの協議会というのはたくさんあるわけですけど、もう形骸化しているところものすごくたくさんありますし、もうその協議会自身はNPOにして、ものすごく活発なところがありますから、まさにこの構想をつくる主体次第でアクションプランの精度も大分変わってきたと思いますから、いずれにせよ言いたいのは、この土地利用構想ということであれば、もう2回ぐらいで一区切りつけるぐらいのものをつくるということで、ひょっとしたら、とりあえずできるんじゃないかと。

地域の住民の皆さん、こういう機会がなければ、多分考えなかったであろうという、そこに気がついて、やはりこれは何とかしなくちゃいけないなという、その課題の共有ができれば、それだけでも結構大きな成果だと思いますので、そういうふうに考えれば、最低3回、できれば5回ぐらいでちゃんとした計画というか、にまとめるような一つのプログラムでいいんじゃないかという気はします。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。この委員会、3年がかりでやっています、1年目に市町村がつくる国土利用計画が果たすべき役割ということで、市町村が管理の主体となって、構想をちゃんと立てるべきだという議論をする中で、ただ、市町村というのも、平成の大合併とかで相当広いので、そのエリア全域を市なり町が構想をつくるということではないだろうということで、2年目の議論でももう少し小さな単位でまとめて、いろいろ考えたものを、それが例えば全てのジグソーパズルが全部埋まらなないと、市町村計画にならないということではなくて、そこはつくったところから順番にそれを具体化していくということでもいいと思うので、ですから、もう少し地方、地域レベルの構想の組み立てが必要だろうということで、それが2年目のときの一つの土地と仕組みの話にも出てきていると思いますので、今回そういう意味では、旧中条の伊折地区という単位でできることならば、それを積み重ねていけばいいのか。それとももう少し大きい単位のほうがいいのかということもあると思いますけれども、伊折地区というのはもともと、昔の昭和の合併以降で小学校1校ぐらいの地区ですかね。

【新井理事】 大字御山里地区の中のちょうど半分です。そこが小学校、中学校でした。

【中出委員長】 ああ、じゃあ、小学校1校分ぐらい。

【新井理事】 1校分というか、ちょうど半分ですかね。

【中出委員長】 半分ですか。じゃあ、小学校半分とか1校だと意思決定が大体とれるという単位だと。

【新井理事】 そうですね。それも実は、伊折という名称が江戸時代の村の名称なんです。なので、そのままの形態のちょうど、やっぱりそのぐらいの部分じゃないと条件が変わってきますので、江戸時代の村がちょうどいい単位かなという。自治会もそれで動いていますので。そういうところですね。

【中出委員長】 ありがとうございます。これについては、2年目のときに、やっぱりいろんな地区を見たら、単位の大きさが大字単位でいいところと、すごく小さなところじゃないと無理なところがいろいろあって、そこはいろいろ変えていかなきゃいけないのかもしれないかもしれませんが。ありがとうございました。

山野目先生、よろしければ、ご発言いただけますでしょうか。

【山野目委員】 資料3と、それから、参考資料3。資料2と参考資料3を拝読させていただいて、自分としては大変勉強になりました。関係の皆さんのご努力、ご労苦に敬意を表します。

全部勉強することばかりで、意見やお尋ねすることはありません。一つだけ、ほんの、全く小さな感想なんですけど、バッドシナリオという言葉は、別にバッドじゃないような気がします。要するに、相対的に見て、現状との比較で、土地利用の構想について保守的なことを考える構想展開の仮説と、より能動的、積極的な構想展開を考える仮説と2つ並べて検討していただいたんだろーと思います。だから、それは単に言葉の問題であって、こういう比較なさっていただいたこと自体がすばらしい作業だというふうに感じました。

以上でございます。

【中出委員長】 ありがとうございます。そうですね。トレンドでいくと右側になって、少し政策的に頑張ってみようという左側になるという、そういうようなニュアンスで、山野目先生から言っていたんだと思います。ありがとうございました。

あともう少し、この議事に時間を割けるんですが、2巡目でどなたか、今までの議論を踏まえてご発言をいただければと思います。

とりあえずよろしいでしょうか。それでは、続きまして、議事の3、2019年とりまとめ（原案）のほうに入らせていただきたいと思います。これについて、資料3-1と2に基づいて、事務局からまず説明をお願いできますか。

【国土管理企画室長】 資料3-2も、(原案)本文といたしまして、私、これから資料3-1(概要版)というものに基づいて順にご説明をさせていただきます。概要版となっておりますのは、資料3-2本文から抜き書きして、私どもが特にご説明したいポイントと思われるところを抜き書き、要約したものでございます。

概要版をおめくりいただきまして、まず1ページ、第1章「はじめに」というもの。これは2019年とりまとめというものが、3カ年の2017・2018年との関係でどのような位置づけになっているかというものでございます。従前からこの3カ年の全体の絵はお示ししているところですが、少し中のところで変更、バージョンアップしたものがございまして、ごらんいただきたいと思っております。

図の中で赤い矢印がおりている、赤い破線部分、これが本年度の検討部分であります、先ほど来問題になっております、管理が困難な土地、持続的な利用が困難な土地という、こういう現実に向かいまして、それを防ぐためにどういったことが検討できるかという深掘りが今年度の課題でございます。

その際に注意すべきは、2018年とりまとめでの検討のステップ、それから、2017年とりまとめでの国土利用計画を含む活用の可能性といった関係性も注意して進めていきたいと考えております。これが全体の関係ですね。

それから、第2章「管理されていない土地の現状と課題」。この1番に、「利用」と「管理」、この用語について整理を行いました。

以前、委員のご意見もありまして、あえて明確な定義というものは置いてこなかったところでございますが、この後で行いますもろもろの議論の前提といたしまして、一つの整理を行うことで、認識がこの関係者の間で共有ができればということで、このように少し詳しく、また、具体の事例を挙げて整理したところでございます。

まず「利用」については、「土地について、何らかの用途に供すること」といった形で定義いたしました。また、「管理」については、「土地への物理的な行為を行う又は行わないことにより発生する外部不経済の把握・抑制のために行う行為」。物理的なかわりというものを、この「管理」の認識に重きを置いております。

これは国土管理という、この視点の上からの観点でございまして、少し詳しく申しますと、括弧書きにございますように、物理的を伴わない法的な管理。境界ですとか登記の関係を正しておくといったようなものについては、ここでは議論の対象から外して考えていきたいと、このように整理いたしました。

下の図でございますが、今申した「利用」と「管理」というものを、利用されているか、されていないか。また、適切に管理されているか、管理されていないかといった形で、この現在の行為に着目しまして、それぞれのマトリックスをつくりました。

左上、「利用されている土地」というものでは、「適切な管理」が行われているという前提に立っております。そこでごらんいただきたいのが左下部分で、利用されているけれども、「適切に管理されていない土地」。これは本年度、このとりまとめの中では対象外というふうにさせていただきました。

具体的に申しますと、利用されているけれども、適切ではないというのは、例えばごみ屋敷ですとか、あまりにも強い農薬が使われている農地ですとか、不適切と言われるようなものでございますと、これは別の場での議論がふさわしいかと考えております。

図の右側でございます。「利用されていない土地」につきまして、まず右上のほうでは、外部不経済というものについて意識的に抑制している。または、そもそも無視できるほどに小さいと。その場合に行われるのが必要最小限の管理ということで、定期的に特に何も手は入れないけれども、定期的に把握だけを行っているといったような管理の状態でございます。

右下の部分、適切に管理されていない。使われていなくて、かつ適切に管理されていないという部分につきましては、2つのタイプが考えられまして、外部不経済が非常に大きい、無視できないほど大きいけれども、持続可能な管理方法が見出せないといったとき。それから、そもそも外部不経済が把握していない。明確な意思も計画もなく放置されているといったものでございます。これは後にまたこの1枚で、「利用」と「管理」というものを整理しておりますが、またお気づきの点、お考えがあれば、後ほどの意見交換で伺いたいと思います。

それから、第2章、残りの部分につきましては、私どもが行いましたアンケート調査、それから、現地の調査、さらに文献の調査ということで、これまでも中間的に報告を行ってまいりましたが、改めて一通りまとめたものを掲載しております。

資料3-2の本文のほうには、そのデータを分析いたしましたグラフですとかそういった数値的なものもございまして、この概要版の中では、主に共通の、私どもの調査分析の結果の気づきの点を申し上げたいと思います。

まず、アンケート調査でございます。平成29年に、津波被災市町村を除く全市区町村を対象にいたしまして、838の回答をいただいたものでございます。管理されていない

土地の発生状況や、そこから生じている外部不経済というものを認識されているかどうかというものをお尋ねしたものでございます。中で赤く示しておりますように、それぞれお尋ねする際には、こういった事例を出して、ほぼ、受け取り手にとっても少し具体的なイメージが持てるような形で質問をしております。

そのようにいたしましたら、下の四角の囲みでございますが、おおむね1割以上の土地が管理されていない地区。このように回答した市区町村が、農地、林地では4割、宅地では2割、それから、農地、林地、宅地に共通しまして、もろもろ、ここでは1、2、3、4、挙げております外部不経済の発生が認識されています。また、他方で、外部不経済がないという回答も二、三割頂戴しています。

それから、最後、管理されていない土地の割合が1割以上。ここが閾値のような形で、これ以上の地区では外部不経済の発生が認識されやすいという傾向が見られました。

続きまして、右側のページは、平成30年。ここで、平成29年に回答をいただきました市町村を対象に行ったものでありまして、全体685の回答をいただきました。これは管理されていない土地が発生しやすい地区。この地区の具体名をお聞きして、さらにお尋ねするものでありまして、そこでの気づきの点でございますが、先ほども少し議論、回答にありましたように、管理されていない土地の割合が最も多い地区。この回答をいただいた8割以上が人口減少に直面して、平均人口減少率が29%。やはり非常に全体として見ても減少率の高いところであると。

それから、その集落の平均傾斜度、それぞれの数値の出し方は下のほうの注釈にございますが、傾斜度の多い地区は、管理されていない農地の割合が大きい。

それから、その集落の人口密度が小さい地区は、管理されていない宅地や農地の割合が大きい。

さらに、D I D地区からの距離を算出しまして、それが大きいほど管理されていない農地の割合が大きいといったような、アンケート調査の分析の結果がございました。

さらに、次に1ページおめくりいただきまして、5ページでは、事例調査、このアンケートでご回答いただいた地区の中から、いろいろな地域の特徴、管理されていない土地の農地・宅地・森林の割合、それから、先ほど比較の視点といたしました人口減少率、人口密度、傾斜度、D I D地区からの距離と、こういったようなものが、地域の特徴が偏らないような形で選定いたしまして、現地調査、実際に13の市町で事例調査を行いました。現地で実際に、自治会の方などからお伺いした外部不経済というものを下の表にまとめて

おります。

ここでの気づきとしましては、外部不経済が発生していないと認識された土地も多くございました。それから、地域ごとに千差万別である。この表ではいろいろなものをまとめておりますので、いろいろ埋まっているようにも見えますが、一つ一つの地域では捉え方に違いがございます。

また、住民のレベルでは難しいというところは、先ほどのワークショップにも通じるところでありますが、外部不経済の発生の認識が難しい場合もある。それから、最後はかなり特殊な例でもございますが、人の手が加わらないことで、むしろよりよいプラスの効果を得られる場合もあるということでございます。

それに加えて、文献調査の結果を右側のページにお示ししております。特にこの中で新しい知見としましては、やはり文献で言及されているような外部不経済。これらは住民がふだんの生活の中で認識するのは難しいもの。いろいろな、特に自然共生の関係などが多いかと思いますが、生物多様性ですとか水資源、こういったものが挙げられます。

それから、影響が直ちに顕在化するわけではない。住民にも気づかれないわけですが、土砂災害、災害で危ないところとわかっているところもございまして、わからないところもやはりございます。

それから、最後、土地の管理との関係性が認識されにくい外部不経済といったような、かなり特殊な例もございます。

このような調査と、アンケート調査、また、報告いたしました、この委員会での議論も踏まえまして、こうした管理されない土地について、どういう分析、検討していくべきかということ、いま一度考察したものが次の7ページでございます。

このような外部不経済の現場レベルでの認識と、そこが難しいということと、広域的な影響。文献調査で見られるような、さまざまな広域的な外部不経済。こういったものの評価を行っていくためにどうすべきかということで、大きく2つに分けて、2つの観点から検討していくことが重要と考えまして、以下にそれぞれの役割分担をお示ししております。

まず、地域自身で、地域が行うべきことといたしまして、地域でこのような持続的な利用が困難な土地の管理のあり方を考える。計画的に対応することが重要と。この観点からどういうことが言えるだろうかといった視点でございます。もう一つが広域的な視点から、市町村、都道府県、国など、こういった行政主体がどういうことを行うべきかという点の議論でございます。

以下の章では、こういった2つの大きな視点を持ちまして、それぞれの提案と、また、新しい方向性を議論していきたいと考えております。

第3章でございますが、3章でまず挙げておりますのは、2018年とりまとめでも出てまいりました、土地利用の収益とコストの関係で、今年度議論する対象が赤い部分であると。収益だけではもう、非常に厳しい、こういった地域のところを考えていくということでございます。

3章全体がこの方向性の提案となりまして、次に、1枚めくっていただきまして、9ページでございます。先ほど、ワークショップの実際の現場でもご紹介をしておりますが、このフロー図でございますが、これをどういうときに使うかというのをワークショップでやってみたわけですが、持続的な利用が困難の土地の管理の方向性について、地域で検討するときに活用することを想定しております。

まず、その土地が使えるかどうか、利用していくかどうかというところを考えまして、青い部分に引き続き土地を利用していく。それから、管理されていないことによりまして、外部不経済が無視できないほど大きい。このときに持続可能な管理方法を模索しまして、外部不経済を抑制していく黄色の領域。それから、無視できるレベルの外部不経済であれば、緑の領域。管理方法を模索してもわからないといったときに、赤の領域になるわけですが、このときに地域で必要最小限の管理。緑であったり、赤であったりと、こういった領域となりますと、物理的な働きかけが行われないうことになりまして、最終的には自然に帰っていく。それで問題ないのかもしれませんが、事前に何か不都合な、外部不経済があっては困るということで、事前に広域的な視点から評価を受けることが重要ではないかということをご提案しております。

ここからがチャートを用いた広域的視点での評価というものでございまして、これは地域でこうやって使うというのではなく、この必要最小限の管理でよかろうと地域が判断した土地に対しまして、少し広域的視点から、その持つ外部不経済がどのようなもので、持続可能な管理手法があるかどうかといったところを判断するために使われることを想定しております。

この赤い領域ですね。仮に持続可能な管理方法、住民ではわからないといったようなときには、より費用対効果が高いような管理方法を模索していくことが求められることとなります。この赤い矢印で、左側に移して、この管理費用と抑制される外部不経済というものが概念的にはペイするような形のものを模索していくことをイメージしております。こ

のような関係を2018年とりまとめで示しましたステップの関係性を示したものが、隣の12ページであります。

地域で土地の使い方を考えるのが先ほどのワークショップでござんいただいたところがありますが、そのステップ③としまして、必要最小限の管理しかしないといったところから矢印が伸びておりますが、ここでチャートを用いての広域的視点からの評価といったものが入るイメージとなっております。

この後は4章、5章で、まず4章で、地域で行うべきこと。それから、5章では、広域的視点から行政主体が行うべきことといった順になって、考察を書き加えていくものでございます。本日のワークショップ、先ほどの議事で伺ったものも、ここには気づきの点は、今後大いにつけ加えていきたいと考えております。

まず、地域と言ったときに想定する地域の単位はどれぐらいかと。先ほどのワークショップの実例もござりますが、私どもの考えでは、関係者間で認識が共有できる、こういった範囲としまして、小学校区や、それより小さい自治区などの単位を念頭に置いて記述いたしました。これは地域の実情により、またいろいろな形を排除するものではございません。

それから、中心となる主体。誰が中心になって進めるかですが、本省で示す今後の地域の検討につきましては、中心となる主体が存在しないまま開始される場合というものが想定しております。このような場合には、地域で考える場を設けて検討を進める中で、主体を育成していくことが重要であります。この役割につきましては、後ほど5-2というところで、広域的な視点から、特にここでは市町村など考えられると思いますが、そういう場づくりのきっかけで働きかけていただくことを期待しております。

次、4-3は飛ばしまして、4-4、ここからステップ1、2、3というところで、私どもがそれぞれのステップで重要と思われることを書き込んでまいりました。

まず、ステップ1では、より多くの地域住民を巻き込んだ検討。それから、土地の担い手の現状、将来の状況把握。これは特にタブー視せずにとということもござりますが、広く可能性を考えて、土地の使われ方をしっかり現状を把握して行って、共有していくことの重要性でござります。

それから、ステップ2、土地の使い方を選択する際に地域ですべきことといたしまして、担い手ですね。利用できる土地の範囲というのは、やはり担い手の人数と、その1人がどれだけの広さ、面積を利用できるか。その両面から決まってまいりますので、そういった

ところをしっかりと把握した上で、利用できる場所はどれだけのものかというところを考えていく必要がございます。

また、事例にもございましたように、元住民などの縁者、地域外の住民、これがどれだけ確保されるのか。それから、少ない人数と負担で大きい面積を利用できる手段はないかというところの模索でございます。

それから、土地が管理されなくなることで発生する外部不経済ということで、この外部不経済を想定いたしまして、管理のあり方を検討することが重要であります。外部不経済に応じた管理のあり方をということで、外部不経済を無視できるかできないかといったところを考えて、管理の方法を考えるということでございます。

最後は、これまで申したステップ2のものとは少し毛色が違うものでございますが、林先生からもお話がありましたように、地域の将来が確定しにくい、先がわからないという前提の上で、これまで将来像というふうに申しておりましたが、仮の、地域で選択した土地の使い方につきまして、利用・管理構想という形で描きまして、住民間で認識を共有し合うことが重要と考えております。こうした、どこを利用し、どこをどのように管理していくか、こういったような情報につきまして、具体的に地図の上で見える化すると。共有するための見える化、それから、複数のシナリオを描いておくといったことも重要と思われれます。

最後、ステップ3でございますが、具体的なアクションを起こすときにどういうことが重要かという、まず1つ目は、広域的な視点。地域を超えた広がりを持つ影響の可能性につきまして、外部不経済の抑制という観点から適切かどうか。広域的な視点で評価を受けることが必要と考えられます。これは後に5章のところ、逆に行政主体の側からどう取り組み、行っていくかということをご説明いたします。一旦アクション、こうした構想をつくりましても、外部不経済というのは定期的に見ていく、把握していく、また、必要に応じまして、一旦つくった構想であっても見直していく必要があろうかと思えます。

続きまして、第5章ですが、広域的な視点から市町村、都道府県、国等の主体がすべきこと。さらに、残された課題という形でまとめております。

まず、これは繰り返しになりますが、広域的な視点というものがなぜ必要なのかと。地域だけではやはり見えない外部不経済など、そういったものが存在するであろうというふうに考えられます。

そこで、こういった行政主体の役割でございますが、大きく3つございます。まず、場

の創出。先ほども地域の側から主体がないとき、どうするかといったような議論もございましたが、場づくりのきっかけを主に市町村、そういった団体が与えることが非常に重要と考えられます。その際には、以前、高橋課長のお話にもございましたように、地域の単位設定。どのような形で地域をくくりまして、情報、意見交換していただくかといったような設定がやはり重要であります。また、この主体の場の議論を通じまして、主体が創出され、育っていく。こういったプロセスを踏むことが非常に有効と考えられます。さらに、このような場のつくれる市町村の役割ですが、話にもありましたように、市町村の人材が、このプロフェッショナルな能力というものが不足している場合には、より広域な都道府県など、そういったところが支援する仕組みというものも必要と考えられます。

次に挙げておりますのが、広域的な視点による管理構想の策定及び構想の実現に向けた支援ということで、この管理構想と申しますのは、管理されないことで無視できないような大きい外部不経済が発生する土地というものを類型化したしまして、こうした土地に対する管理を行うことの必要性を示すことを想定しております。

これはちょっと抽象的な表現になっておりますので、本文のほうでは具体的な例を挙げておりますが、簡単に申しますと、国のレベルでは、傑出した自然の、国立公園であるとかそういうところを守るといときに、何か支障があったときにはどういった方法で守るか。都道府県レベルでは、県民への水の安定供給、その水源を守る。そういったときにこのような管理の構想というものをイメージしていただければ、具体的なものがイメージしやすいかと思いますが、こういった形で、管理の構想を示すことが重要と考えられます。管理構想の実現に向けましては、市町村、都道府県及び国がそれぞれの公的資金の措置も含めまして、必要な支援策を講じるということが重要と考えられます。

最後に、この外部不経済の抑制の観点からの広域的視点での評価ということですが、こうした管理構想を踏まえまして、その基準をもとに地域でつくり上げた、先ほどの利用・管理構想という名前呼びました、それを評価していくわけです。このまま最小限の管理でよいのだろうか。何か外部不経済は地域に見えないものが起こるのではないだろうか。もしそのようなことが懸念されるようでしたら、必要に応じて助言や、また、地域外にもたらす経済となりますので、何らかの公的資金の措置も含めた支援策を講じる、こういった仕組みの構築が必要と考えられます。

この広域の視点からの評価という形の仕組みとしましては、国、都道府県、市町村それぞれが管理構想を策定しました管理構想、これを踏まえて、市町村が評価基準、地域の構

想を強化する基準というものを策定しまして、市町村が評価する仕組みと、こういう形も一案、考えられるのではないかと。それから、定期的な観察。外部不経済についての定期的な観察を行いまして、新たにそういったものが認識された場合には、前述の管理構想に反映していく。この管理構想という名前でございますが、これが単独で存在するというわけでは、私どもも考えておりませんで、ここで国土利用計画の活用可能性ということで、このような管理計画。できれば法定計画に位置づけ、推進していくことが望ましいと考えられます。

どこに位置づけるかということを見ると、合意形成のあかしとしまして、国土利用計画というのは、ご案内のとおり、全国都道府県市町村という複層的な構造を持っているものでありまして、さらに、都市、農業、森林といった分野横断的な計画でもありますので、この国土利用計画が策定される、その合意形成のプロセス、ここに位置づけられることが合意形成のあかしとなりますので、非常にふさわしい計画であろうかと考えられます。

また、地域の計画ということで、国土利用計画の下位計画。先ほど委員長からもご紹介のありましたように、地域で描いた、この利用・管理構想を位置づけ、市全体の方針と整合性をとっていくことも有効と考えられます。また、先ほど述べました広域的視点の評価、これを行うための仕組みとしても国土利用計画を使うことが、活用することが考えられます。それから、地域で選択した土地の使い方、これを条例・要綱などでも制定する方法も一案、考えられます。

以上申し上げたのは、地域で行うこと、また、行政主体が行うべきことということでございますが、5-4以降、残された課題といたしまして、幾つか挙げております。

まず、本年の調査でも、やはり具体的な表現ではなかなか、結局お示しできなかったものでございますので、外部不経の大きさや影響範囲を評価するための手法というものがございまして、できる限り定量的な評価ということを引き続き進めていく必要がございます。

それから、2番目の丸、外部不経済の抑制に資する管理手法、これに具体的にどのようなものがあるかというところでございます。それから、管理されていない土地の問題が深刻化していない地域で、将来的に起こり得る問題。最後に、必要な制度のあり方というものでございます。

長くなってしまい、申しわけございませんが、最後に、お手元にお配りしております、「御議論いただきたいポイント」というものを、まず上のほうでございますが、用語の取り扱い、定義につきまして、新しくお示ししております「利用」と「管理」。それから、こ

それは言葉というよりも仮の言葉でございますが、使い、描くもの。利用・管理の、地域がどのように土地を使っていくか。それから、市町村、都道府県、国が策定する「管理構想」といったものについての考え方、この点につきまして、特にご意見を伺いたいと考えております。

その他の重要な視点としましては、ワークショップのところともかぶっておりますが、土地を地域が考えるときのメルクマール、外部不経済の大小のみとすることが適切か。それから、必要最小限の管理だけを限定して評価する、広域的な評価をすることによろしいのか、妥当か。それから、想定する地域の単位、主体、この考え方が妥当かどうか。それから、主体をつくっていく、こういったプロセスに何が必要かというもの。それから、そもそも広域的視点での評価を市町村が行うという案が妥当であろうかということ。最後に、今回の専門委員会に向けまして、ケーススタディーで今後議論を深めていくべき点にどういふものがあるかと。また、別の観点はあるかといった点でございます。

以上でございます。事務局からの説明は以上でございます。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、残り50分ほど、時間を質疑に充てたいと思いますが、まず、瀬田先生のほうから意見ございましたらお願いしたいと思います。

【瀬田委員】 2つあるんですが、まず1点目は、資料3-1の3ページ目から、土地の現状と課題についてまとめられています。この後に、地域ですべきことというのが非常に重要視されて、調査も踏まえて述べられると思うんですけども、その前提として、土地の現状について地区によって違いが大きいですとか、あるいは、ここには出てないんですが、ばらばらに土地が少しずつあいてきたり、管理ができない形になってきたり、あるいはその原因として、所有者が不明ですとか、あるいは相続の状況がよくわからないと。そういった状況というのをこの3ページ目からの部分にもう少し詳しく書いてもいいのかなという気がしています。

千差万別ということは結構書いてあるんですが、土地がばらばらにだんだん悪くなっていったり、あるいは、相続の状況とか、今後継ぐ人がどれぐらいいるかという話が非常に土地によってばらばらであるということが今回いただいた調査で非常に興味深く拝見しましたので、その結果も少しこの辺にまぜると、地域で取り組まなければいけないということが、この国の報告書からもやっぱり地域にお願いしなきゃいけないということが、意図としてわかるのかなというふうに思いました。

これが1点目です。

それから、2点目は、15ページぐらいですけれども、広域的な視点と書いてあります。もちろん場の創出ですとか、あるいは管理計画というのは非常に重要だと思うんですけれども、まず前提として、この実態把握をしっかりとすることが非常に重要ですし、ここで言うべきかなと思っています。もちろん管理構想、あるいは計画のようなものをつくるにしても、あるいはどの地域をより強くサポートするかということを考えるにしても、やはりまず広域的な実態把握の中で、ここを特にしっかり手当しなきゃいけないところと言わなければいけないと思います。

まさに今回、この委員会の事務局の方々中心にやられてきた作業というのをいろんな自治体でやらなければいけないのかなというふうに思っていますので、まずしっかり実態把握するということが大事だということは少し強調してもいいのかなと思っています。

最後にお伺いしたいのは、今の部分で、今回の報告書では、市町村と都道府県と国が全て一緒に扱われていると思うんですけど、これがあえてこうしているのか、とりあえず公ということでこうしているのかということを知りたいと思います。というのは、やはり地域のサポートというのは基本的には基礎自治体だと思うんですね。ただ、前回のご報告では、たしか県の方がかなりご活躍されていたというふうにお伺いしています。ただ、国になると、もう大分、役割が違うのかなというふうにと考えると、ここは基礎自治体か、あるいは、その役割を果たす公ともう少し、ほんとうに広い目で見ると公の役割というのを少し区別して見たほうがいいのではないかと考えてみました。ここは意見ですので、事務局としてどうお考えだったのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。3ページ、4ページ目あたりのところで、現状が、要するに、後ろにうまくつながるようにより強調すべきところは強調したほうがいいのかという話と、それから、広域については、構想を立てるために、前に実態をちゃんと把握して、どこから優先的にこ入れするのかというようなことがわかるようにしたほうがいいのかという意見と、それから、最後、国、都道府県、市町村をどう扱うのかということで、これについては、前回も浅見先生からたしか都道府県と市町村は違うんじゃないかという意見があったと思いますが、このあたり、最後、どうまとめるか、事務局の考えをいただければと思います。

【専門調査官】 今の現在の書き分けの思想をお伝えします。ぜひご議論いただければ

と思うんですが、まず管理の構想を示すという点では、広域的視点というのは、また、国、都道府県によって、また観点が違うと思いますので、これは市町村、都道府県、国それぞれの主体がすべきことなのであろうということで、市町村、都道府県、国と全て名前を挙げております。一方で、場づくりだったりとか、具体的な土地の使い方の評価だったりというところは、地域に一番近いところで、市町村というところをメインで考えていて、今のところ、そういう書き分けをしております。

【中出委員長】 多分、瀬田先生の言われているのは、それぞれ市町村、都道府県、国のかかわり方が違うというあたりをもう少し明確に書いたほうがいいんじゃないという、そういう意図があると思うんですが、瀬田先生、そういうことですか。

【瀬田委員】 はい。

【中出委員長】 市町村がやれることと、構想についても市町村が書ける構想と、都道府県だと県全体を見据えて、国がこの構想にどういうふうにかかわってくるかという、もう国の国土利用計画とか国土形成計画がどこまで具体性を持って、こういう地域にコミットできるかはちょっとわかりませんが、そういうこと。それから、管理構想の後のところについても、同じように、市町村、都道府県と国がどういうふうに管理にかかわってくるのか、あるいは地域とかかわってくるのかというあたり、もう少し書き分けられる部分については書き分けてほしいということだと思うので、ぜひお願いします。

前提は、地域住民に一番近いのは基礎自治体である市町村だからと、そこは今までこの委員会で共通認識を持たれていると思うので、そこは問題ないと思うんです。よろしくお願いします。

瀬田先生、それでよろしいでしょうか。

【瀬田委員】 はい。ありがとうございます。結構です。

【中出委員長】 今日、4時でご退席される先生がお二方ほどおられるので、その方々に、まずお先に意見をいただきたいと思います。

大原先生か、山野目先生、どちらか、お気づきの点。じゃあ、大原先生、お願いします。

【大原委員】 今回のワークショップを通して、住民の方々がいろいろな要素を総合的に考えて、管理したいとか、人手をかけたくないというふうに判断される、その思考プロセスみたいなもの的一端に触れられたというのが興味深いと思って聞いていました。

例えば、機械が入れる、比較的条件のよい土地は管理したいということだと、傾斜とか結構重要だということになってきますし、将来の居住者が少ない場合は人手をかけたく

ないとすると、外的要因として、将来の人の移入が重要というのがわかったりとか、そういうプロセス自体をもうちょっと分析すると、どういう状況だと、外部不経済があっても住民は管理したいのかというのがわかってくるんじゃないかと思って聞いていました。

そういう点で見ますと、この報告書の残された課題のところ、外部不経済の大きさや影響範囲を評価するための手法と書いてあるんですけども、その手法というより、そもそもメカニズムの解明がまだ不十分かなと思いました。例えば $y = a \times 1 + b \times 2 \dots$ みたいな回帰式で書くとなると、 y が外部不経済だとしたら、何が変数 x として必要なかというところがあんまりまだわかってないような気がするので、もう少しメカニズムレベルでの把握とか、住民の方が総合的に判断する際の思考プロセスのようなものを把握をする必要があるのかなと思って聞いておりました。

以上です。

【中出委員長】 その議論の際の、どこを残すとか、どこは続けたいというようなことについて、判断をどうしていったのかという。今回、ワークショップを3回やって、材料としてはある程度ある。今後積み重ねればいいと思いますし、去年、今年のケーススタディーでもその辺のところの材料は少しあると思いますので、それを含めて、残された課題の中にそのあたりをもう少しきっちり書いておいて、できれば今後そのあたりも含めて議論というふうにというご意見だったと思います。ありがとうございました。

山野目先生、お願いいたします。

【山野目委員】 ありがとうございます。2つ、意見を申し上げます。申し上げる2つの意見とも、今お出しいただいている概要版、詳細版の報告書の文章を何か改めてくださいというお願いを含むものではありません。今後の検討に向けて、申し述べておきたいという趣旨で意見を出させていただきます。

1点目は、この議論していただきたいポイントの紙で言いますと、用語の定義についての①のことでありまして、そのことは記述としては、概要版の2ページのところの、特に2ページの図表のことにかかわります。この概要版をつくるに当たって、「利用」、「管理」という言葉の一応の定義がなければいけないということで、事務局の方が苦労して、これらの言葉の定義をここに示してくださいました。

言葉の定義の問題ですから、異なる考え方ももちろんあり得ようところではありますが、何か意味を決めて議論を進めないと、この後の文章は続きませんから、ひとまずの整理をいただいたものであり、これはこれで一つの整理としてよろしいものではないかと

感じます。

2ページの図表を拝見しますと、この下の段の左側のところがぼっかりあいていますね。これが何となくじわっと気持ち悪いものがあり、この本まとめでは対象外というところがやはり気になります。ひょっとすると、本まとめに限らず、論理的にここは、ないという可能性がありますがね。実は、「利用」というものは何かということを考えてときに、「利用」という言葉が、現状を描く描写的な意味で「利用」という言葉を捉えるときがあるであろうと思います。

それで、しかもその際、利用していないことも利用であるというふうな言い方をする人もいます。こういう考え方をつなげていきますと、論理的に、利用されていない土地はないということになってくるものであって、例えば不動産登記の地目では、原野という、全く利用されていない土地が一つの用途になっていて、原野として利用されているという表現をしますから、そのような描写的な利用概念を用いると、利用されていない土地はないということになって、実はこの左下のぼっかりのところには、右の記述が全部ここに移動してきて、むしろ右下がぼっかりと論理的に空くということになりましょう。

ところが、そうではなく、「利用」という言葉を規範的に、あるべき姿で土地が何かそこで動いているという意味で使うと、また異なって見えてきて、しかも、その規範的な利用の概念の中に、「適切な管理」がされていることも含まれるというふうに考えたときには、本来、逆でありまして、この下の段の右のところは充填されるのに対し、左に当たる事項というのは、論理的に「本とりまとめでは」ではなくて、およそ論理的にはあり得ないということになるんだらうと思います。

先ほどのご説明では、例えばごみ屋敷として使われているみたいなものがあるかもしれませんがねというお話でしたが、ごみ屋敷にしている状態は利用していないというふうに、この利用概念では考えられることになりますから、ここに入るものはないと考えます。お話を申し上げたいことは、「利用」という概念を規範的に受けとめるか、描写的に受けとめるか、さらに、それらからさらに発展させられ、幾つかの思想と組み合わせる際の態度決定によって、いろいろな概念の整理ができるであろうと考えます。

ただし、そこで際限なく、このような言葉の整理もあり得るということを書いていっても、それはただの言葉の遊びになります。この報告書は、この2ページを書くためにこのあるものではありません。3ページから後を書くためにあるものですから、どこかで1回は整理しなければならないとして、そのような意味で、ここでは結論として、この一つ

の整理として書き出していただいたところでよいと考えます。この後の議論につなげるために指摘のみさせていただくという意味で申し上げました。

それから2点目は、議論いただきたいポイントの下から2つ目の黒ポツで、市町村、都道府県、国がそれぞれ管理構想を示した後、さらにどういうふうな役割分担をしていくかという事柄にかかわります。概要版のページで言いますと、16ページの一番下の5.3にかかわる事柄であります。

そこで、いわゆる管理構想というものを、「できれば」という言い方で、国土利用計画に代表される、下位計画も含むものとしての国土利用計画などと関連づけて、「位置づけ、推進」という言葉を使っておられますが、関連させていくことが考えられるというお話をいただいている、これに賛成であります。賛成でありますというよりは、もっと強くこれを推したい気持ちを抱いておられて、今後の検討がどこまで進むかによりますし、あまり前のめりになってもいけませんけれども、「できれば」ではなくて、この各地域、地区でつくられていくことになる管理構想なるものが、そのつくり方に人々が習熟し、国の施策としても熟度を蓄えてきたときには、国土利用計画と関連づける制度的な性格を持たせるものにしていくことを目標として捨ててはならないものであるというふうに考えます。

そういうことを申し上げる趣旨は、将来的にはおそらくこれは、土地を所有している者が土地を手放すための手続を設ける際の、その手放すという、その希望をどのような要件で、あるいはどの範囲で受け容れるかというときに、この管理構想との関係での評価が非常に重要になってまいります。そのときには、その管理構想は制度的な性格を持っていないければならないということになりますから、そこを目標にして、今後のこの委員会を含むさまざまなところでの検討が進んでいけばよいということを強く感じる次第でございます。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。非常に、事務局あるいは私が勇気づけられるご意見をいただきましたと思います。特に、まず2ページ目の利用のことについては、ここは、私も行政的な概念か、規範的な概念かといったときの、ごみ屋敷は利用されているけど、適切に管理されていない土地かどうかというのは、私は、それは利用されていないとみなしてもよいと思わないでもないけど、とりあえず、今ここでは、右上と右下が非常に本とりまとめとしてターゲットになるというところをきっちり示したかったということで、もう少し後で議論をしなきゃいけないかなとは思いますが、今はこれで置かせていただきたいと。

それから、16ページの国土利用計画への位置づけというのは、1年目に議論したことにまたそうやってちゃんと戻っていけるような形で、山野目先生が委員長をされていた土地政策分科会特別部会の所有者不明土地の議論で、私は、国土利用計画の利用についてずっと申し上げていたので、その部分をサポートしていただきまして、ありがとうございました。

そうですね。やはり管理構想が制度的裏づけがあることが、その後のいろんな意思決定に基づくものであって、単純な任意の構想ではそういうふうにとどり着けないということになるということだと思います。

まだ法律的に厳密なことを考えるということをここではあまりせずに来ていますが、実際、何かやろうと思うと、そういうことについてまたお知恵をかりなきやいけないのかなと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ほかの先生方、どうぞご自由に。広田先生、お願いします。

【広田委員】 私が一番申し上げたいのは、外部不経済のことなんですが、この報告書というか、委員会全体がそうだと思うんですけども、外部不経済を過大評価し過ぎているのではないかというのが私の印象です。先ほど林先生もおっしゃったように、地元ではそんなに困っていないというか。もう過疎化が言われて60年ぐらいたっていますし、岩手県だって、もう7割、8割、森林なんか100%放棄されている場所がこれだけたくさんあって、全体としては特に困っていないという現実をもうちょっと真摯に受けとめるべきだろうと私は思っています、もうちょっと具体的に言いますと、6ページに、住民が把握しにくい、できない外部不経済のリストが載っているんですが、この場で、私ちょっと気になるのが、生物多様性については確かにそうだと思います。

ただ、これについては、まだちょっとこの後申し上げたいことがあるんですが、例えば防災、減災について、その放棄されたところだけ見て、水の流出がどうだとか、土壌の浸透がどうだとか調べれば、それは多少の影響はあると思います。ただ、その放棄された土地が土砂崩壊であるとか洪水の流域の中のどれぐらいの割合を占めているんだと考えたときに、正直言って、そんな大きな面積ではないし、実は、私、先週も福岡県の朝倉市に行ってきた、豪雨の災害地に行ってきましたし、広島、岡山も去年ずっと回ったんですけども、ああいうような土砂災害とか土石流が出る場所というのは、まず一番の要因は、ものすごい大雨だということと、あとはハザードマップは割と正確でして、やっぱりここは危ないぞというところが崩れています。

そういうところというのは、管理されていない土地かといえば、確かに流域の中に一部入っているかもしれないですけども、厳密に定量的に管理されていない土地がこれぐらいあったから、今回のこの被害が起きたというような定量的な分析というのは多分なされてないんじゃないかと思うんですよね。

だから、例えば我々の農業土木の分野ですと、水田の価値をお金で換算したら国土保全効果がこれぐらいあるという手計算のような評価を、ちょっと過大評価し過ぎだろうというのが私の判断ですね。それが第一で、仮にそれを認めたとして、じゃあ、対策ができるのかという話はその次の問題だと思うんですよね。

洪水防止だとか国土保全ということで、管理されていない土地が仮にその要因の一つであったとして、そこを管理してもらうためにどれぐらいのお金を投入すればいいんだと。誰も耕作できなかったような土地をもう一回復元できるのかという話であって、非常に現実的ではないですよね。管理されていない土地のかわりに、事前に砂防ダムをつくったりとか、そこまで必要なのかと。実際にそういう洪水被害等ができる場所は、別にその管理されていない土地とはあまり関係のないところで起きるわけですから、仮にこの外部不経済を認めたとして、対策として何が考え得るのかと考えたときに、少なくとも私は考えつかないですよね。

ということで、ちょっと極端な言い方をしましたけども、外部不経済がないとは言いませんけれども、ちょっと過大評価に過ぎるのではないかという。特に防災面については、その感が非常に強いわけで、仮に認めたとしても、打てる対策というのはやっぱり限られるというか、あんまり考えにくいという気がします。

さっき保留にしていた生物多様性なんですけれども、これはあり得ると思います。それとか、歴史的な価値だとか、文化的景観というのはあり得ると思うんですが、既に制度でいろんな指定がされているところは、そこがその価値がある場所が特定されていますから、その制度の中で、景観だとか、歴史的な価値だとか、いろいろ保全対策をしていけばいいんじゃないかなと思います。ただ、生物多様性については、わかっていない部分が多過ぎるので、特にレッドリストなどでは公開もしていませんし、どこにどういう希少種がいるかというのは普通わかり得ないわけですよね。ですから、管理されなくなって、そういう生物多様性に非常に大きな影響が及ぶというところについては、若干の対応は必要かと思うんですけれども、かなり重要な生物がいるところは、それにこだわりのある人たちが必ずいるので、そういう人たちと連携をとっていくというのが、私は現実的な対応だと思

ます。

ということで、ちょっと極端な言い方をして申しわけないんですけども、この17ページの残された課題で、「外部不経済の大きさや影響範囲を評価するための手法」というふうにあるんですけども、ここに精力を費やすことが重要なのかというのが非常に私の個人的な思いとしてありまして、皆さんご承知のように、今ある社会インフラの維持さえ難しくなってくるというのは目に見えているわけですよね。国交省の皆さんも百も承知なわけですよね。人命に直接かかわりがある橋だとかトンネルの維持管理さえ難しくなっているときに、この管理されなくなった土地をどうにかするという余裕があるのかというのがそもそも基本的な疑問でして、繰り返しになりますけども、この報告書を全部否定するわけではなくて、地域の人も認識されないような外部不経済を過大視する必要はないんじゃないかというところが一番強調したいところでした。ぜひそれは考えていただきたいなど。あんまり虚構というか、架空の議論をしてもしょうがないんじゃないかというのが正直な私の感想です。

以上です。

【中出委員長】 ありがとうございます。そのあたりは、去年、今年と、外部不経済について市町村にアンケートをかけていて、住民が思う外部不経済と、市町村が思う外部不経済とがまた認識のレベルも違うと思うので、そこらあたりも整理してもらってというところがあるとは思いますが。

それから、私、都市計画屋から言うと、人が住んじゃいけないところに住んで、まさに災害ハザードのマップで、洪水ハザードマップにしる、土砂災害のハザードマップにしる、実は住んだ後にハザードマップが出てきているからしょうがない部分もあるんですけど、それ見たことかというところ。正確であるがゆえに、それ見たことかというところが大体被害に遭っているということからすると、使わないほうがいい土地というようなことわかりつつあるので、そのあたりのところを踏まえて、多分これは外部不経済を解消するときに、ハードな対策でやるということではなくて、もう少しソフトな対策。例えば津波で言うと、レベル1は堤防でつくるけど、レベル2に対応した何十メートルの堤防なんか無理だから、とにかくソフト対策で対応するというようなことと同じようなことで、何かハード対策、対応でないような形で国土を管理していくということの議論をもう少しちゃんと詰めなきゃいけないのかなとも思いますけど。

【中村委員】 関連していいですか。

【中出委員長】 はい。では、お願いします。

【中村委員】 広田さんの話とちょっと違って来るかもしれないです。確かに、住民が感じることで、実際に研究者が調べていることには、齟齬があって、例えば今、広田さんがおっしゃったような、森林を管理しない、特に人工林ですね。人工林を途中でやめてしまった場合は最多密度に行ってしまうと、真っ暗な林ができて、樹冠がトップにあって、風倒に弱いとか問題が出てきます。CRESTなんかで筑波大学の恩田さんたちのグループがやっている感じでは、やっぱり土壌浸食も起こるし、データとしてはあるんですよ。

ただ、それがユニバーサルにいろんな場所で同じような形でどこまで定量化できるかというのは難しいところがあります。一方で、災害が起こるかどうかということまでやってしまうと、大きな雨がどこに降るかとかそういう問題が起こってきちゃうので、結果的にそれをチェックすることが難しくなると思います。私は、水源税の議論のときもあつたんですけど、森林状態としてやっぱりこれは好ましくないねという場合、研究者側がある程度指標を出して検討した結果、問題ありとなった場合は、その状態は回避したほうがいいと思います。

問題は、例えば畑、田んぼのように、それが仮に森に返っていったときどう考えるか。長野のケースで、棚田が森に返っていったときに、私はあのときに水土保持上はそんなに問題じゃないのではないかというふうに言いました。それは水田が持つ機能を、森林が代替するものと考えると、それほど大きな水土保持上の外部不経済は発生しないと思われで、その意味では、その方向で行ってもいいんじゃないか。対策上でハードしか見えないと広田さんおっしゃったんですけど、人工林をより自然林化することは考えられます。人工林はどうしても3,000木から何百本に密度管理しなくちゃいけないんですけど、自然林再生が仮に可能であり、自然林が占有し、そこで更新をしていくシステムがもう一度自然な形でできるならば、それは一つの出口になると思います。今言った対策という意味で、ハードじゃなくて、いわば人工林から自然林化という対策は考えられるんじゃないかなという感じがしました。

次にこの内容なんですけど、これは難しいなという感じが私はしました。特に後のほうの方向性についての文章とかですね。例えば、前から言っているんですけど、12ページのところで、今回の事例の中で紹介していただいたものに、結局レッドゾーンは出てこなかったですよ。レッドゾーンはどんな形で出てくるのかがちょっと見えなくて、そのレッドゾーンが出てきたときも、「必要最小限の管理」。要は、これはどういう形で対応した

らいいかが見出せないので、必要最小限になるんでしょうけど、実際にそこで書いてあるのは「無視できないほど大きい」という、どうしてもそこに矛盾を感じてしまいます。破線では書いてあるんですけどね。

その後、「必要最小限の管理」の下に「広域的な視点」というのが出てくるんですよ。この矢印も具体的に頭の中で想像しようとするとな非常に難しく、下の部分、さらに下の図があって、これはレッドからイエローに矢印を持っていく。そうすると、何かこれは結局、イエローにするすべがあるんじゃないか。結局、今まで上のほうのフローチャートでは、無視できないほど大きいんだけど、解決策が見出せないレッドゾーンが、実は広域的なところでいくと、イエローに持っていけるんだという表現だと感じたんです。

でも、それがどうやって具体的な形として描けるのかが難しいなど。この後で書いてあるのも含めてわからない。今の私の解釈が正しいならば、そのフローチャート上では解決策が見出せないんですけど、これは多分、地域で行っているから見出せない。それを広域に広げたときは、実はイエローに持っていったんだという、そのロジックを何かどこかに事例的に書いてくださると、ひょっとしたら理解できるのかもしれない。今のところ、私の頭では、これはどういう事例があるのかなというのが難しかった。

最終的には、こちらの厚いほうですね。資料3-2を見ると、30ページに、いわゆる広域的視点による管理構想について、国は、国立公園が出てくるんですよ。都道府県は、水源税的な水、水源林みたいなものが出てきて、市町村は棚田が出てくるんです。さてなと。これはどういう形で、さっき言った黄色ゾーンに行くことをイメージすればいいのかなというのが混乱してしまいました。

ということで、申しわけないです。その辺がもしわかりやすくなれば、よりよいとりまとめの原案になっていくんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。

事務局、今のことについて答えられる範囲でいいので、お願いします。

【専門調査官】 まさに、今、4章、5章で書き分けていて、特にかなり机上の空論解になっているところが5章の5.4というところに書いてあります。1年前を振り返ると、外部不経済が何か問題が起こす要素なんじゃないかというところが出発点で検討を始めました。しかしながら、いろいろ事例調査をしていく中でも、外部不経済が深刻な問題を起こしているという具体例が1つ、2つと出てこないような状況が1年続いています。一方

で、ワークショップを進める中で、外部不経済とは言えないけれども保険的な観点で残すべき土地について多くの意見が出されました。そういう検討をするだけでもものすごく意味があるということを感じています。そもそも外部不経済を抑制するためという観点を中心に土地の管理の必要性を考える、という最初に設定した前提のままゴールを出さないといけないのかということ、まさにご指摘いただいたとおり、悩みながらやっているところであるのが事実でございます。

【中出委員長】 中条でのケーススタディーも含めて、どうやら決定的に外部不経済が問題となる土地というのは、日本国土にはさほど多くの面積がないかもしれない。ただ、ないわけではないとしたときに、そのある場所に対してどういう対応をすべきかということなんだろうけど、それが重箱の隅を突つくような問題であるのか、それとも、割ときっちり議論しておかなきゃいけない問題なのかというところが外部不経済の問題としてあるのと、それを、今、佐藤さんから話があったように、外部不経済という言葉を外したときには、ずっと自分たちで維持管理し続けようと思う土地と、ここは人手が足りなかったりするときに諦めて、最低限の管理もしくは放っておいてもいい土地というか、放っておかざるを得ない土地というようになところに分けていくという、その考え方のプロセスを地域でちゃんとやってくださいという、そこは外部不経済というキーワードがなくても必要なことだとするならば、そこに重点を置いて、この報告書を読めるようにしておく。

一つの考え方としては、外部不経済ということもあるというところなのかもしれないですし、確かに12ページ、中村先生が言われるように、赤から黄色に持っていくというのについては、これは誤解を生むかもしれないし、去年もこれは同じことですよ。なるべくこっちに持っていくというのがあったと思うので、そこらあたりは最後まで最終とりまとめで整理できるかわからないけれどもということで、事務局、多分ずっと外部不経済からクリティカルな場所を見つけようとしていたけど、なかなか結局見つからなかったんだということだと思うんですけど、そんなことはないですか。どうぞ。

【総合計画課長】 これは事務局のほうで悩んでいる話ではあるんですけども、この委員会の議論では、外部不経済という観点から見ると、なかなか際立ったものがない、地域の目で見ても、ちょっと困ることはあっても、そんなに困っていることは見出せない。逆に、地域で守りたいと思っているところというのは、外部不経済があるからとかではなくて、そこに価値を見出しているところのほうがどうも多いんじゃないかという感じがしています。

先生がご指摘になられました本編の30ページの整理も、実は外部不経済があるから管理しなきゃいけないという観点かもしれないとしたら、水源林は確かにそうかもしれないんですけども、シンボルとなっている棚田とか国立公園といったものは、どちらかというところ、そこに価値があるとか、あるいはしっかりと管理をしていくことに、国であれば国益があるとか、そういう観点もいるのではないかなという議論もしておりました。今までのこの思考プロセスを経て、日本の国土の中では、特に自然的土地利用については、割と放棄していても大きな外部不経済がそれほど発生しないんだよというのであれば、それはそれで一つの見識だとは思いますが、中村先生がおっしゃられたように、赤から黄色というところ、1回、ここで言う放棄せざるを得ないと判断をしたところは、それ以上のことはなかなかできないのも事実でございますので、その辺は最初の仮説から若干ずれたと取りまとめになるかもしれないんですが、中でもうちょっと相談させていただきたいと思っております。

【中出委員長】 実は僕は、外部不経済が発生して危ないんじゃないかなと思う事例がないことはないと思っているんですけど、例えば鉄道の防風・防雪林とか、あれはちゃんと管理しているからいいけど、あれが管理されなくなると、確実に鉄道は大事故を起こすようなところが世の中にいっぱいありますよね。あれは人工林だといえば人工林だけど、もう100年以上たっている防風・防雪林は、ほとんど自然林に近くなっているようなところで、管理が行き届かなくなると、国土管理上、ものすごく問題が起きてくるようなところというのを、私、鉄道が好きなので、全国で見ると、そういうところというのは結構いっぱいあったりして、それは実はJR東日本は何とかなるかもしれないけど、北海道とか九州とか四国、JR四国とかで、もう鉄道管理がなかなか行き届かなくなっていたりすると、そういうところが問題になってくるというのも思って、これはこの議論とはちょっと違うんですけども、全然外部不経済が生じて、問題が起きないところばかりではないと思っているので。

だから、先ほど言われたように、本編の12ページに書いてあるようなものを全部扱うかどうかというのは別として、今年度の最初に議論していた外部不経済と言っているのは、要するに、管理をずっとし続けることが困難な土地というところを、昨年度は議論したけど、今年度、その部分を抜いたままでは片手落ちだからということで議論したときに、まずどういう仕分けでそこを考えていくかといったときに、一つは外部不経済という、この物差しで議論してみようかというところからだったと思いますので、そこらあたり、もう

少し整理して、最終とりまとめにしていきたいと思います。ありがとうございました。

あと、一ノ瀬先生、お願いします。

【一ノ瀬委員】 今の話について、前からやっぱりゼロイチみたいな議論になってしまうので、それが一番問題だと思うんですよね。外部不経済があるなしみたいなことで。なので、やはり土地が持っている価値を生かすとか、それを損ねないとかそういうことなんだと思うんですよね。なので、ゼロイチでない議論にできれば、これまでの考えたことは別に間違っていないだと思います。これは今の議論の点についてコメントです。

意見として、2点あるんですが、1点目は、先ほど実は山野目先生がコメントされたところで、2ページの2.1の「利用」と「管理」に私はすごくひっかかってしまっていて、ここの書き方は、裏の事情というか、難しいところも非常によくわかっていて、ただ、こういう書き方をしますと、「利用」と「管理」というのがかなり別々なもので、一部は重複するかもしれないというような扱い方だと思うんですけども、多分、管理がマネジメントだとすれば、要は、管理の中に利用が入っているのが本来の形だと思います。

アメリカの法律だったりをいろいろ見ていたんですけども、こういうふうな仕分けをしてみると、その後おかしなことになってくるかなと。ただ、もちろん、国土利用計画法とか国土形成計画法とか、法律もありますので、いきなり法律に準じないわけにいかないと思いますので、今まであまり「利用」と「管理」を分けてなかったんですが、何かそのままがいいんじゃないかなというのが私のお勧めで、後ろも見ますと、実は管理構想とか、利用・管理構想とか、これは書き分けされているのかわからないんですが、ごちゃごちゃになっているんですね。なので、利用・管理構想、利用・管理ぐらいがいいのかなと。そのまま。

というのは、多分、利用と言っていたときには、利用を調整しなきゃいけないので、今、国土利用計画法も見ていたんですけど、大事な資源が限りあるので、利用は調整しなきゃいけないと最初に言っているわけですよね。ただ、今はそうじゃなくなってしまって、使いたい人がいなくなってきちゃったところが問題だと思うんですけども、だから、そうであれば、ほんとうは管理にメインを変えなければいけないと思うんですけど、そこまですなっちゃうと法律のタイトルが変わってしまいますので。なので、利用・管理がどうか。それで一貫することにすれば、後ろも利用・管理構想でいいのかなと。今までは利用の構想というか、利用の計画をつくっていたわけですけども、それに統一したらどうかというのが1点目です。

2点目も、これまでももう既に皆さん、幾つか出てきている話なんですけど、私もこれまでも打ち合わせ等でも申し上げているんですけど、やっぱり国、それから都道府県、それから市町村の役割をもう少し書き分けるべきだと思っています。かつ、先ほど、できればというところも、山野目先生からもご指摘あったんですけど、私もやはり都道府県のところではまず、土地利用・管理構想をつくらなきゃいけないんだと思うんですよね。市町村は、正直、全部できるかどうかというのは非常に難しいかなと思っています、かつ、今回ここには直接出てないんですけど、事前打ち合わせのときにちょっと議論させていただいた点として、どうやらかなり小さい自治体からはアンケートすら返ってこないんじゃないかという状況になっているようです。

そう考えると、やっぱり市町村でもほんとうに村とか町のところが、もう人為的なものもそうですし、予算的にも自分たちで構想をつくるというのがほぼ不可能かなという気がしています。それも考えると、それをどこからやるべきか。国なのか、都道府県なのかというのもあるんですけども、やはり日本全国をまず見るという意味では、都道府県がかなり主体的につくらないといけないかなと。市町村は、逆に言うと、少なくとも、もちろん自分のところで計画、構想をつくっていただいてももちろんいいですし、あとは、実際に今回、議論があったワークショップみたいな、そういった運営のところにもう少しかかわっていただくというような形になるのかなと思います。

ただ、もちろんそれをかちっと今決められるわけではないと思うんですけど、やはりこのレベルでも、もう少し国、都道府県、市町村のそれぞれの役割分担をもう一步踏み込んで、書き込むべきじゃないかなと思っています。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございました。1点目の「利用」と「管理」のことについては、今年度のとりまとめを全体どういうふうにするかというところの根幹にかかわるので、もしかしたらこのまま行かせてもらうことになるかもしれませんが、おっしゃることはよくわかります。

それから、今の国、都道府県、市町村の関係についても、その管理構想みたいなもの、市町村だと、要するに、その能力がない、足りない自治体もあるだろうからということで、都道府県がというところを言われたと思いますが、一方で、基礎自治体じゃないとわからないこともあるというあたりで、だから、どういうレベルのものをどこがつくるかということだと思うので、そこをちょっともう少し整理させてもらえればと思うんですけど、

私の専門分野で言うと、土地計画で、用途地域をどういうところにどれだけの面積で、どういう土地利用なら定めるかというのが、用途地域設定基準というのがあるんですが、これは国が一つ持っています。各都道府県が定めることができ、各都道府県が定めると、それは国の基準をオーバーレイで決めるんですよ。それは国の基準の、いわゆる法律と条例の関係じゃなくて、つくれば、全くオーバーレイして構わないと。

今度、市町村が同じように用途地域の設定基準を、例えば新潟県がつくっているのに、長岡市がつくったとするならば、長岡市はやっぱり都道府県のものもオーバーレイできるんですよ。それはその自治体に合ったように直すことができるというようなことがあるとすると、これも、ここも国が利用・管理構想をつくるということはある現実的じゃないとすると、都道府県が、要するに、最大公約数的なものは都道府県がつくるけれども、市町村がちゃんとつくるならば、それをオーバーレイすることができる。

なおかつ、もうちょっと下の下位計画で、地域で描いた利用・管理構想がちゃんと位置づけられているならば、そちらのほうが優先的に扱うことができるというような仕組みでいけば、より上位は、上位計画と全く逸脱していいというふうにはならないんですけども、ただ、即してというやり方だと、内側じゃなきゃならないというふうに思っちゃうけど、そういうことではなくて、考え方はちゃんと踏襲するけれども、現実、自分のところに合った形でそれをハンドリングするという意味での、下位が上位をオーバーレイしていくという、そういうような仕組みで行けば何とかなるんじゃないかと思う。

そういうときに都道府県の計画があって、その中の市町村が全部その計画を、それはさっき言いましたけど、ジグゾーパズルの全部でパズルで埋めなきゃいけないじゃなくて、つくれるところからつくっていけばいいということで、つくらないところは上位のものに従っていくと、当面は従うというような、そういうようなことでもいいんじゃないかと私もちょっと思って。私、最後にそれを発言しようかと思っていたんですが。

よろしければ、土屋先生。多分、時間的に最後です。

【土屋委員】 時間的に最後ということで、言いにくくなっているんですが、1点、これは今の論点の流れから大分外れるんだけど、でも、多くの方がひっかかっている。13ページの「利用と管理について」なんですけれども、これは森林の中の人工林に関してのみで言いますと、人工林にするということは、これはもう利用を前提としているわけです。少なくとも人工林である限りは。なんだけれども、その管理ができていない、もしくは放棄されている森林というのはたくさんあるわけで、だから、今これについてはいろんな賛

否がありますけど、森林経営管理法や森林環境税、環境譲与税というのができたわけですね。

それはどこに入るかを考えると、これは事前に来ていたときにお話ししたんですけど、うやむやになったんですけども、これはどう考えても、利用されてはいる。長期的には利用を見込んでいるわけだから、利用されていると言うべきで、つまり、森林の場合は、利用するのはずっと先になるので、今、利用されてなくても、利用されている土地には入れるべきで、かつ、適切に管理されていない土地だからこそ、公的資金が入るので、それはこの左下じゃないのか。どう考えても。その左下にある土地を何とか環境税や法律で、上とか横に変えようとしているところなんですね。それはうまくいくかどうかわからないけど。だから、一応、法律なり、税金ができていますので、そこは考えなくていいよと。今回はひとまずは考えませんというのはいいんですけど、ないわけではないような気がするというのが1点です。

あともう一個は、いわゆる広域の視点のところ、これは実は私、前の回も申し上げたことで、それは広田さん、中村さんが議論されていたような外部不経済の話とかなりかわるんですが、私はどちらかというと、外部不経済については、広田さんよりは中村さん寄り、森林を扱っている者としてはそういうところがちょっとあって、それはやっぱり外部不経済なりを考えると、どのぐらいの時間の軸で考えるのかということと、どのぐらいの空間の軸で考えるかというのがどうしても必要で、それは地域の方々だと当然その2つの軸はお考えになっているんだけど、それは例えば、時間で言えば30年ぐらいにある程度限られちゃうし、空間的にも地域から、とりあえず市町村ぐらいまでということに中心に関心があるということなので、それを超えた時間や空間のところについては、やっぱりそうじゃない主体がある程度評価する必要があって、ただし、その外部不経済と言うかどうかにについては、私、これは一ノ瀬さんが言われたように、本来その土地が持っている価値が従前に発揮できないような状態をなるべく回避するというのはあり得て、それはその土地の性格によって大分違う。つまり、山奥のほうなのか、非常に海岸部だったり、都市の近くなどで違うので、それはまず評価というのは必要なんですけど、多分それは外部不経済というよりは、私、初めから外部不経済というのはどうもひっかかかっていて、今、ちょっとすっきりしたんですけども、本来の土地の価値という、これも非常に曖昧な概念ではあるけども、でも、それをひとまず言うことの外部不経済よりはいいんじゃないかという気がしています。

その後なんですけども、そういう意味で言うと、広域での評価というのが大事になってきますけども、これを現行の今の法制度でやるのは、私はもう無理だと実は思っているんですね。例えばヨーロッパ型のような、ある程度、土地利用全体について権限を持つような制度や主体がないと、どうしてもだめなんじゃないかというふうに思っています。つまり、これはここですぐにできることではないけども、報告書でいったら、将来の方向性として、こういう新たな時代を迎えて、これからを考えたら、これまでの競合した土地利用をどうやって調整するかというようなレベルではなくて、段階のステップが変わってくる、フェーズが変わるわけなので、そこではやっぱりそれに合ったような制度というのが必要になってくるんじゃないかというところで、ある程度、ある空間内での土地利用を総合的に考えるようなところがある程度、ある意味で言うと、計画だけじゃなくて、コントロール、規制まで含めたような形で権限をやるなら、その場合は当然補完性が必要ですから、一番重要なのは基礎自治体にそういう権限を与えるということでしょうけど、それを補完するような意味で、都道府県や国がある程度権限を持つというものをつくるということまである程度見通さないと、あんまり先が見えないんじゃないか。土地利用調整が求められていたときの組織体系や土地法制度に基づいて全体が管理されちゃっているの、それはやっぱりちょっと無理だというのがあります。

あともう一点、これもどこに書いておくべきで、全部に共通のモニタリングをちゃんとやらないと、だめなんじゃないか。つまり、今のところ計画までなんです。でも、この計画をつくったということの次には、順応的管理をしていく必要があるというのは一番の前提になっているはずなんです。つまり、順応的管理をするためには、何らかの主体がモニタリングをして、それを順番に評価していかないと、いつまでたってもよくなりません。これは、つまり、別の言い方をすると、悪くなってもわからないので。だから、これはもう今の制度ではなかなかできないんですよ。なんですけど、それをどうやって、俯瞰してつくっていくということも将来的には必要だということまで何とかどこかに書いていただければなと思っています。

以上です。

【中出委員長】 どうもありがとうございます。多分、土屋先生の意見を反映して、概要の16ページの18行目から21行目の記載が入っているんですけども、それをもうちょっときっちり書けということだと思います。

【土屋委員】 ぜひ宜しくお願いします。

【中出委員長】 はい。ありがとうございました。

先ほどの話で言うと、「利用」と「管理」のところで、さっき山野目先生からも、「できれば」ではなくて、そうするというのは。要するに、利用計画の中に管理をちゃんと入れるというところが、要するに、今まではどっちが使うんだという考え方だったので、そうじゃなくて、全体をどう扱っていくかという、そういう管理の話だとするならば、今までの国土利用計画、特に市町村の国土利用計画というのは、身もふたもない話をすると、それぞれの土地利用の面積を10年後にどうするというのが、それさえできれば、市町村としてはホッとしてしまっていて、方針よりも面積目標の部分だけが問題になっていたんだけど、それはやっぱり宅地化が前提で、宅地を増やすときの根拠として使っていたんだけど、もはやそうではないと。そうなったときに、そういう土地利用区分の面積をつくるのが目的ではなくて、やっぱり自治体としてどういう土地利用をしていきたいか。あるいはどういう管理をしていきたいかというところが本来主体になっていくということで、国土利用計画が使われるべきだと。

それは実は戻ると、1年目にそういう議論をしていたと思うので、その部分を踏まえて、4章の後半と5章についても一度書いていただくと、ちょうどここで挙げているチャートの、この1ページ目の「はじめに」のところに、今年、こういうことをやりましたというところにもつながってくるので、そこらあたりは、最後とりまとめるときにもう少し整理してみたいと思います。

時間が迫ってきていますが、最後、どうしてもご発言したいという方がおられれば承りたいと思いますが、よろしいですか。

【中村委員】 これは読者というか、発信向けはやっぱり自治体ですか。どこ向けにこれをつくろうと思ってやっているのでしょうか。

【国土管理企画室長】 自治体はやはりあると思います。

【中村委員】 1回見てもらうといいかもしれないですね。

【中出委員長】 そうですね。このとりまとめを計画推進部会に上げるので、それまでにもう整理していきたいと思います。聞くところによると、この問題はちょっと難しいので、もうちょっと議論したいという事務局の意向もあるようなので、そのときに、さっきいみじくも事務局から、何か少し机上の空論的のところにいるという話をされましたけど、そうじゃないような、もうちょっと違う議論を、きっちりやらなきゃならない、押さえなきゃならない議論を中心にもう一度軸を据えていきたいと思いますので、ま

たご協力のほどよろしく申し上げます。

今までの議論に対して、事務局のほうから何かご発言あれば。

【課長補佐】 ありがとうございます。いただいたご意見を踏まえまして、次回、4月23日、あと1カ月なんですけれども、とりまとめのほうにしっかり反映させていただきたいと思いますので、引き続きご指導よろしく申し上げます。

それでは、長い時間、ほんとうにありがとうございました。これで、第12回国土管理専門委員会を終わりたいと思います。

最後に、事務局から3点お知らせをさせていただきます。

次回の国土管理専門委員会は、4月23日に開催する予定です。

2点目ですけれども、本日の議事録については、委員確認の上、ホームページで公表させていただきます。

3点目です。お配りした資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局から郵送させていただきます。

事務局からは以上です。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —